

条例議案の概要

—平成24年12月定例会—

目 次

□ 地域主権一括法関係以外の条例

No.	議案番号	名 称	担当部等		ページ
1	議案第 111 号	盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について	総務部	消防防災課	1
2	議案第 112 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	総務部	職員課	4
3	議案第 113 号	盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例について	財政部	資産税課	5
4	議案第 114 号	町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について	総務部	管財課	6
5	議案第 115 号	盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について	玉山 総合事務所	税務住民課	21

■ 地域主権一括法関係の条例

No.	議案番号	名 称	担当部等		独自 基準	ページ
1	議案第 116 号	盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について	保健福祉部	企画総務課		23
2	議案第 117 号	盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例について	建設部	交通政策課	○	42
3	議案第 118 号	盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例について	建設部	道路建設課		43
4	議案第 119 号	盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例について	建設部	道路管理課		44
5	議案第 120 号	盛岡市道路に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例について	建設部	道路管理課		45
6	議案第 121 号	盛岡市準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例について	建設部	河川課		46
7	議案第 122 号	盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について	都市整備部	公園みどり課	○	47
8	議案第 123 号	盛岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について	都市整備部	公園みどり課		52
9	議案第 124 号	盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について	上下水道部	下水道整備課		53
10	議案第 125 号	盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	障がい福祉課		57
11	議案第 126 号	盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	障がい福祉課		58
12	議案第 127 号	盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	障がい福祉課		59
13	議案第 128 号	盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	障がい福祉課		60
14	議案第 129 号	盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	障がい福祉課		61
15	議案第 130 号	盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について	保健福祉部	障がい福祉課		62
16	議案第 131 号	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	児童福祉課	○	63
17	議案第 132 号	盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	児童福祉課		64
18	議案第 133 号	盛岡市救護施設、更正施設、授産施設、宿所提供施設等の設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	生活福祉課		65
19	議案第 134 号	盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		66
20	議案第 135 号	盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課	○	67
21	議案第 136 号	盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		68

No.	議案番号	名 称	担当部等		独自 基準	ページ
22	議案第 137 号	盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		69
23	議案第 138 号	盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		70
24	議案第 139 号	盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課	○	71
25	議案第 140 号	盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		72
26	議案第 141 号	盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課	○	73
27	議案第 142 号	盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		74
28	議案第 143 号	盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について	保健福祉部	介護高齢福祉課		75
29	議案第 144 号	盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について	建設部	建築住宅課	○	76
30	議案第 145 号	盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例について	建設部	建築住宅課		85
31	議案第 146 号	盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について	保健福祉部	生活衛生課		88
32	議案第 147 号	盛岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例について	保健福祉部	生活衛生課		95
33	議案第 148 号	盛岡市公衆浴場法施行条例について	保健福祉部	生活衛生課		101
34	議案第 149 号	盛岡市クリーニング業法施行条例について	保健福祉部	生活衛生課		102
35	議案第 150 号	盛岡市理容師法施行条例について	保健福祉部	生活衛生課		103
36	議案第 151 号	盛岡市美容師法施行条例について	保健福祉部	生活衛生課		104
37	議案第 152 号	盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について	保健福祉部	生活衛生課		105
38	議案第 153 号	盛岡市医療法施行条例について	保健福祉部	企画総務課		110
39	議案第 154 号	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	環境部	廃棄物対策課		111
40	議案第 155 号	盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例について	上下水道部	上下水道局総務課		115

議案第 111号

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）の改正に伴い、盛岡市防災会議の所掌事務及び委員の選任区分を改めるほか、市の職員のうちから市長が指名する者である委員の定数を改めるとともに、必要な規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 所掌事務の見直し

ア 防災に関する諮問機関としての機能を強化するため、次の事項を所掌事務に追加する。

(ア) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること。

(イ) 市の地域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

イ 災害発生時においては、災害対策本部において一元的に災害に関する情報収集を行うことが効果的であることから、災害に関する情報収集を所掌事務から削る。

(2) 委員の構成の見直し

地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図るため、防災会議の委員に「自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者の中から市長が委嘱する者」（8号委員）を追加する。なお、8号委員の定数は、6人とし、大学教員及びボランティア、女性、高齢者又は障がい者の団体等の代表者への委嘱を検討する。

(3) 市職員である委員の定数の改定

委員のうち「市の職員のうちから市長が指名する者」（4号委員）については、現在、両副市長及び区長のほか、災害対策本部規程に置かれる部の部長が指名されているが、地域防災計画の策定に際しては、各部からの意見聴取を別途行っている。

よって、防災会議の組織を簡素化するため、現行の4号委員の定数18人を両副市長、区長、総務部長、病院事業管理者及び上下水道事業管理者の6人に改める。

3 施行期日

公布の日

盛岡市防災会議条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市防災会議条例 昭和37年9月29日条例第40号</p> <p>第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 盛岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) <u>市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること。</u> (3) <u>前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u> (4) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。 2 会長は、市長をもつて充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 (3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 (3)の2 盛岡地区広域消防組合(以下「組合」という。)の消防職員のうちから市長が委嘱する者 (4) 市の職員のうちから市長が指名する者</p>	<p>○盛岡市防災会議条例 昭和37年9月29日条例第40号</p> <p>第1条 略 (所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 盛岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) <u>市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> (3) <u>水防法(昭和24年法律第193号)第32条第1項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員)</p> <p>第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。 2 会長は、市長をもつて充てる。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。 (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (2) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者 (3) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者 (3)の2 盛岡地区広域消防組合(以下「組合」という。)の消防職員のうちから市長が委嘱する者 (4) 市の職員のうちから市長が指名する者</p>

改正後	改正前
<p>(5) 教育長 (6) 消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 (8) <u>自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者の中から市長が委嘱する者</u></p>	<p>(5) 教育長 (6) 消防団長 (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</p>
<p>6 前項第1号、第2号、第3号、<u>第3号の2</u>、第4号、<u>第7号及び第8号</u>の委員の定数は、それぞれ7人、5人、3人、1人、<u>6人、21人及び6人</u>とする。</p>	<p>6 前項第1号、第2号、第3号、第3号の2、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ7人、5人、3人、1人、<u>18人及び21人</u>とする。</p>
<p>7 第5項第7号<u>及び第8号</u>の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p>	<p>7 第5項第7号_____の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p>
<p>8 前項の委員は、再任することができる。</p>	<p>8 前項の委員は、再任することができる。</p>
<p>第4条及び第5条 略</p>	<p>第4条及び第5条 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則 (平成24年条例第 号)</p>	
<p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	
<p>2 <u>この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。</u></p>	

議案第 112号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

現在、特別職の給与を減額していることに加え、職員の逮捕事案により市長の平成24年10月分から同年12月分までの給与を更に減額しているところであるが、新たに明らかになった不適切な事務執行についての責任を明確にするため、市長の給与を1か月間減額しようとするものである。

2 改正の内容

区 分	基本給料月額	平成23年9月13日から 平成25年3月31日まで の給料月額	平成25年1月1日から 平成25年1月31日まで の給料月額
市 長	1,138,000円	1,080,000円	864,000円

3 施行期日

公布の日

議案第 113号

盛岡市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例について

1 制定の趣旨

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第 122号）に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において、当該認定復興推進計画に定められた事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除に関し、必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 課税免除の対象となる固定資産

復興産業集積区域において、復興推進計画の認定の日（平成24年3月30日）から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の規定の適用を受ける個人事業者又は法人が新設又は増設を行った施設又は設備（家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地）が対象となる。

(2) 課税免除の適用期間

対象となる固定資産を事業の用に供した後において、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後5年度内に限る。

(3) 課税免除の申請手続

ア 最初に固定資産税を課すべきこととなる年度の初日の属する年の1月31日までに、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類（岩手県による指定事業者又は指定法人として指定を受けたことを証する指定書）を添付して、市長に申請する。

イ 市長は、申請内容について調査し、課税免除の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用する。

議案第 114号

町の区域の新設等に伴う関係条例の整理に関する条例について

1 制定の趣旨

住居表示の実施のための町の区域の新設等に伴い、関係する条例に規定されている町及び字の名称等を整理しようとするものである。

※住居表示の実施区域は、別図のとおり。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市農業委員会に関する条例（別表 2 及び別表第 4）
- (2) 盛岡市役所支所及び出張所設置条例（第 3 条）
- (3) 盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（別表）

3 改正の内容

- (1) 農業委員会の選挙に係る第 2 選挙区及び第 4 選挙区の区域の町名の整理（上記 2 (1)）
- (2) 都南総合支所及び都南総合支所飯岡出張所の所管区域の町名の整理（上記 2 (2)）
- (3) 水道事業の給水区域の町名の整理（上記 2 (3)）

4 施行期日

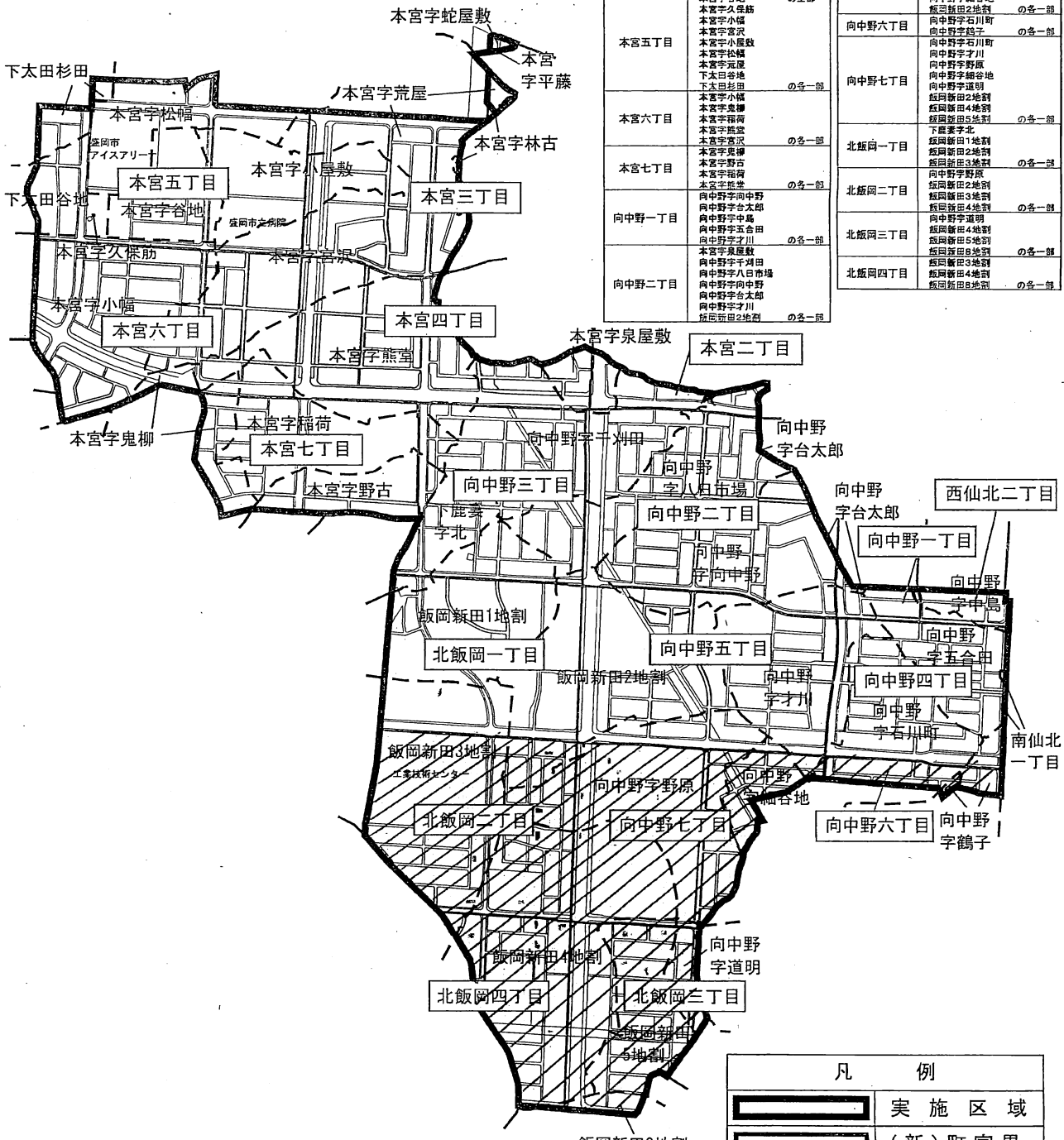
平成25年 2 月18日

盛岡南地区住居表示整備事業 新旧字界変更図

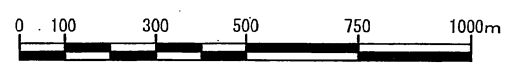


新旧字名対照一覧表

新町名	整理される町又は字の区域	新町名	整理される町又は字の区域
西仙北二丁目	向中野字島 向中野字五合田 の一部	向中野三丁目	本宮字松幅 本宮字松敷 本宮字松屋 向中野字千刈田 向中野字八日市場
本宮二丁目	向中野字千刈田 向中野字八日市場 の一部	向中野四丁目	飯岡新田1地割 飯岡新田2地割 の一部
本宮三丁目	本宮字松屋 本宮字松敷 本宮字松屋 本宮字平藤 本宮字荒屋 本宮字古 の一部	向中野五丁目	飯岡新田2地割 飯岡新田3地割 の一部
本宮四丁目	本宮字松屋 本宮字松敷 本宮字松屋 本宮字平藤 本宮字荒屋 本宮字古 の一部	向中野六丁目	飯岡新田3地割 飯岡新田4地割 の一部
本宮五丁目	本宮字松屋 本宮字松敷 本宮字松屋 本宮字平藤 本宮字荒屋 本宮字古 の一部	向中野七丁目	飯岡新田4地割 飯岡新田5地割 の一部
本宮六丁目	本宮字松屋 本宮字松敷 本宮字松屋 本宮字平藤 本宮字荒屋 本宮字古 の一部	北飯岡一丁目	飯岡新田5地割 飯岡新田6地割 の一部
本宮七丁目	本宮字松屋 本宮字松敷 本宮字松屋 本宮字平藤 本宮字荒屋 本宮字古 の一部	北飯岡二丁目	飯岡新田6地割 飯岡新田7地割 の一部
向中野一丁目	向中野字向中野 向中野字台太郎 向中野字島 向中野字五合田 の一部	北飯岡三丁目	飯岡新田7地割 飯岡新田8地割 の一部
向中野二丁目	向中野字千刈田 向中野字八日市場 向中野字向中野 向中野字台太郎 飯岡新田2地割 の一部	北飯岡四丁目	飯岡新田8地割



縮尺 1 : 15,000



凡 例	
	実施区域
	(新)町字界
	(現行)町字界
	(新)町字名
	(現行)町字名
	平成24年度実施区域

盛岡市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○盛岡市農業委員会に関する条例 昭和32年7月5日条例第31号			○盛岡市農業委員会に関する条例 昭和32年7月5日条例第31号		
第1条 略 (選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数)			第1条 略 (選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数)		
第2条 法第10条の2の規定による委員会の選挙による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員会の委員の定数は、次のとおりとする。			第2条 法第10条の2の規定による委員会の選挙による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員会の委員の定数は、次のとおりとする。		
区分	所属区域	選挙すべき委員の定数	区分	所属区域	選挙すべき委員の定数
第1選挙区	別表第1の区域	5人	第1選挙区	別表第1の区域	5人
第2選挙区	別表第2の区域	5人	第2選挙区	別表第2の区域	5人
第3選挙区	別表第3の区域	4人	第3選挙区	別表第3の区域	4人
第4選挙区	別表第4の区域	6人	第4選挙区	別表第4の区域	6人
第5選挙区	別表第5の区域	2人	第5選挙区	別表第5の区域	2人
第6選挙区	別表第6の区域	3人	第6選挙区	別表第6の区域	3人
第7選挙区	別表第7の区域	3人	第7選挙区	別表第7の区域	3人
第8選挙区	別表第8の区域	2人	第8選挙区	別表第8の区域	2人
第3条及び第4条 略			第3条及び第4条 略		

改正後	改正前
<p>附 則 略 <u>附 則 (平成24年条例第 号)</u> <u>この条例は、平成25年2月18日から施行する。</u></p>	<p>附 則 略</p>
<p>別表第1 (第2条関係) 略 別表第2 (第2条関係)</p>	<p>別表第1 (第2条関係) 略 別表第2 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の東中野，東安庭，門，砂子沢，根田茂，川目，築川，向中野，仙北町，本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町，下ノ橋町，清水町，神子田町，鉦屋町，高崩，茶畑一丁目，茶畑二丁目，中野一丁目，中野二丁目，東中野町，東山一丁目，東山二丁目，川目町，東安庭一丁目，東安庭二丁目，東安庭三丁目，門一丁目，門二丁目，大慈寺町，肴町，南大通一丁目，南大通二丁目，南大通三丁目，松尾町，八幡町，中ノ橋通二丁目，仙北一丁目，仙北二丁目，仙北三丁目，東仙北一丁目，東仙北二丁目，南仙北一丁目，南仙北二丁目，南仙北三丁目，西仙北一丁目，西仙北二丁目，本宮一丁目，本宮二丁目，本宮三丁目，本宮四丁目，本宮五丁目（5番から9番までを除く。），本宮六丁目，本宮七丁目，向中野一丁目，向中野二丁目，向中野三丁目，向中野四丁目，向中野五丁目（7番から13番までを除く。），向中野六丁目及び向中野七丁目</p>	<p>大字として区画される地域の東中野，東安庭，門，砂子沢，根田茂，川目，築川，向中野，仙北町，本宮及び下鹿妻並びに町として区画される地域の馬場町，下ノ橋町，清水町，神子田町，鉦屋町，高崩，茶畑一丁目，茶畑二丁目，中野一丁目，中野二丁目，東中野町，東山一丁目，東山二丁目，川目町，東安庭一丁目，東安庭二丁目，東安庭三丁目，門一丁目，門二丁目，大慈寺町，肴町，南大通一丁目，南大通二丁目，南大通三丁目，松尾町，八幡町，中ノ橋通二丁目，仙北一丁目，仙北二丁目，仙北三丁目，東仙北一丁目，東仙北二丁目，南仙北一丁目，南仙北二丁目，南仙北三丁目，西仙北一丁目，西仙北二丁目，本宮一丁目，本宮二丁目，本宮三丁目，本宮四丁目，本宮五丁目（5番から9番までを除く。），本宮六丁目，本宮七丁目，向中野一丁目，向中野二丁目，向中野三丁目，向中野四丁目及び向中野五丁目（7番から13番までを除く。）</p>
<p>別表第3 (第2条関係) 略 別表第4 (第2条関係)</p>	<p>別表第3 (第2条関係) 略 別表第4 (第2条関係)</p>
<p>大字として区画される地域の東見前，西見前，三本柳，津志田，永井，下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場及び湯沢並びに町として区画される地域の向中野五丁目（7番から13番までに限る。），湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目</p>	<p>大字として区画される地域の東見前，西見前，三本柳，津志田，永井，下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場及び湯沢並びに町として区画される地域の向中野五丁目（7番から13番までに限る。），湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="150 215 1028 359">目, 津志田中央三丁目, 津志田南一丁目, 津志田南二丁目, 津志田南三丁目, 北飯岡一丁目, 北飯岡二丁目, 北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目</p> <p data-bbox="99 359 917 406">別表第5 (第2条関係) から別表第8 (第2条関係) まで 略</p>	<p data-bbox="1139 199 2023 295">目, 津志田中央三丁目, 津志田南一丁目, 津志田南二丁目, 津志田南三丁目及び北飯岡一丁目</p> <p data-bbox="1094 335 1913 383">別表第5 (第2条関係) から別表第8 (第2条関係) まで 略</p>

盛岡市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p>第1条及び第2条 略 (所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目(第1地割から第14地割までに限る。)</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狛森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上狛森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田</p>	<p>○盛岡市役所支所及び出張所設置条例 昭和33年6月20日条例第22号</p> <p>第1条及び第2条 略 (所管区域)</p> <p>第3条 各支所の所管区域は、それぞれ次の各号に定める地域とする。</p> <p>(1) 盛岡市役所青山支所の所管区域 青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、青山四丁目、南青山町14番、16番、17番及び19番、西青山一丁目、西青山二丁目、西青山三丁目、月が丘一丁目、月が丘二丁目並びに月が丘三丁目</p> <p>(2) 盛岡市役所築川支所の所管区域 東山二丁目4番から6番まで及び10番から19番まで並びに川目町並びに大字として区画される地域の砂子沢、根田茂、築川及び川目(第1地割から第14地割までに限る。)</p> <p>(3) 盛岡市役所太田支所の所管区域 本宮五丁目5番から9番まで、上太田穴口、上太田上瀬、上太田中瀬、上太田碓、上太田田中留、上太田三枚橋、上太田大堀、上太田樋ノ口、上太田赤前口、上太田沼館、上太田若宮、上太田中屋敷、上太田細工、上太田上吉本、上太田小田屋敷、上太田狛森、上太田小細工、上太田十文字、上太田上狛森、上太田森合、上太田岡沼、上太田四ツ家、上太田中関、上太田吉本、上太田窪屋敷、上太田上ノ畑、上太田上村、上太田関端、上太田畑中、上太田弘法清水、上太田下法丁、上太田上ノ野、上太田金財、上太田瘦野、上太田清水田、上太田田屋、上太田下川戸、上太田上田中、上太田田中、上太田館、上太田松ノ木、上太田上野屋敷、上太田八千刈、上太田北田、上太田八ツ口、上太田川後、上太田半在家、上太田細田、上太田神子塚、上太田上川原、上太田川原、上太田下中屋敷、上太田下川原、上太田蔵戸、上太田蔵戸前、中太田方八丁、中太田</p>

改正後	改正前
<p>法丁，中太田吉原，中太田小沼，中太田深持，中太田官台，中太田屋敷田，中太田泉田，中太田八卦，中太田北太田，中太田新田，下太田新堰端，下太田方八丁，下太田宮田，下太田林崎，下太田谷地，下太田杉田，下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榊，下太田下川原，下太田新田，猪去积迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畑中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵エ新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場</p>	<p>法丁，中太田吉原，中太田小沼，中太田深持，中太田官台，中太田屋敷田，中太田泉田，中太田八卦，中太田北太田，中太田新田，下太田新堰端，下太田方八丁，下太田宮田，下太田林崎，下太田谷地，下太田杉田，下太田田端，下太田田中，下太田沢田，下太田榊，下太田下川原，下太田新田，猪去积迦堂，猪去細越，猪去上平，猪去上猪去，猪去田面野木，猪去早俄上，猪去三枚橋，猪去堰合，猪去藤松，猪去的場，猪去大道，猪去畑中，猪去橋場，猪去大橋，猪去一本木，猪去外久保，猪去米倉，上鹿妻横道，上鹿妻飯ノ森，上鹿妻二ツ沢，上鹿妻蟹沢，上鹿妻朴，上鹿妻朴前，上鹿妻寺地，上鹿妻夜鷹，上鹿妻竹花前，上鹿妻茂吉，上鹿妻田貝，上鹿妻五兵エ新田，上鹿妻與市新田，上鹿妻中島，上鹿妻竹鼻，上鹿妻天沼，上鹿妻清水田，上鹿妻野中，上鹿妻切付，上鹿妻小和田，上鹿妻山崎，上鹿妻稻荷前及び上鹿妻稻荷場</p>
<p>(4) 盛岡市役所繫支所の所管区域 大字として区画される地域の繫</p>	<p>(4) 盛岡市役所繫支所の所管区域 大字として区画される地域の繫</p>
<p>(5) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目，津志田中央三丁目，津志田南一丁目，津志田南二丁目，津志田南三丁目，<u>北飯岡一丁目，北飯岡二丁目，北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並びに</u>大字として区画される地域の東見前，西見前，三本柳，津志田，永井，下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場，湯沢，乙部，大ヶ生，黒川及び手代森</p>	<p>(5) 盛岡市役所都南総合支所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，津志田町一丁目，津志田町二丁目，津志田町三丁目，津志田西一丁目，津志田西二丁目，津志田中央一丁目，津志田中央二丁目，津志田中央三丁目，津志田南一丁目，津志田南二丁目，津志田南三丁目及び<u>北飯岡一丁目</u>並びに大字として区画される地域の東見前，西見前，三本柳，津志田，永井，下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場，湯沢，乙部，大ヶ生，黒川及び手代森</p>
<p>2 各出張所の所管区域は，それぞれ次の各号に定める地域とする。</p>	<p>2 各出張所の所管区域は，それぞれ次の各号に定める地域とする。</p>
<p>(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目，北飯岡一丁目，北飯岡二丁目，北飯岡三丁目及び北飯岡四丁目並</p>	<p>(1) 盛岡市役所都南総合支所飯岡出張所の所管区域 湯沢東一丁目，湯沢東二丁目，湯沢東三丁目，湯沢西一丁目，湯沢西二丁目，湯沢西三丁目，湯沢南一丁目，湯沢南二丁目，流通センター北一丁目及び北飯岡一丁目並</p>

改正後	改正前
<p>びに大字として区画される地域の下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場及び湯沢</p> <p>(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部，大ヶ生，黒川及び手代森</p> <p>(3) 盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の薮川</p> <p>(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の玉山，日戸，川又及び上田</p> <p>(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の松内，好摩，永井，寺林，巻堀及び馬場</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成24年条例第 号)</p> <p><u>この条例は，平成25年2月18日から施行する。</u></p>	<p>びに大字として区画される地域の下飯岡，上飯岡，飯岡新田，羽場及び湯沢</p> <p>(2) 盛岡市役所都南総合支所乙部出張所の所管区域 大字として区画される地域の乙部，大ヶ生，黒川及び手代森</p> <p>(3) 盛岡市役所玉山総合事務所薮川出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の薮川</p> <p>(4) 盛岡市役所玉山総合事務所玉山出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の玉山，日戸，川又及び上田</p> <p>(5) 盛岡市役所玉山総合事務所巻堀出張所の所管区域 玉山区のうち大字として区画される地域の松内，好摩，永井，寺林，巻堀及び馬場</p> <p>附 則 略</p>

盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号	○盛岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 昭和41年12月26日条例第48号																
第1条及び第2条 略 (経営の基本)	第1条及び第2条 略 (経営の基本)																
第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	第3条 水道事業及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。																
2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。	2 水道事業の名称、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>給水区域</th> <th>給水人口</th> <th>1日最大給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市水道事業</td> <td>別表の区域</td> <td>28万3,864人</td> <td>10万6,412立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量	盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
名称	給水区域	給水人口	1日最大給水量														
盛岡市水道事業	別表の区域	28万3,864人	10万6,412立方メートル														
3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。	3 下水道事業の名称、予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大汚水量は、次表のとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>予定処理区域</th> <th>計画処理人口</th> <th>計画1日最大汚水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市下水道事業</td> <td>盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール</td> <td>29万500人</td> <td>16万4,150立方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量	盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル														
名称	予定処理区域	計画処理人口	計画1日最大汚水量														
盛岡市下水道事業	盛岡市の区域のうち 8,277ヘクタール	29万500人	16万4,150立方メートル														
第4条から第8条まで 附則 略 附則（平成24年条例第 号） この条例は、平成25年2月18日から施行する。	第4条から第8条まで 附則 略																
別表（第3条第2項関係）	別表（第3条第2項関係）																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町又は字</td> <td>内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水区域	町又は字	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目								
区分	給水区域																
町又は字	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目																
区分	給水区域																
町又は字	内丸 中央通一丁目 中央通二丁目 中央通三丁目 大通一丁目 大通二丁目 大通三丁目 菜園一丁目 菜園二丁目																

改正後		改正前	
の区域	大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通	の区域	大沢川原一丁目 大沢川原二丁目 大沢川原三丁目 開運橋通 本町通一丁目 本町通二丁目 本町通三丁目 長田町 材木町 梨木町 愛宕町 名須川町 三ツ割字下更ノ沢 三ツ割一丁目 三ツ割三丁目 三ツ割四丁目 三ツ割五丁目 岩清水 北山一丁目 上田一丁目 上田二丁目 上田三丁目 上田四丁目 西下台町 館向町 高松二丁目 高松四丁目 箱清水一丁目 箱清水二丁目 緑が丘一丁目 緑が丘二丁目 緑が丘三丁目 緑が丘四丁目 上田堤一丁目 上田堤二丁目 黒石野一丁目 黒石野二丁目 黒石野三丁目 東黒石野一丁目 東黒石野二丁目 東黒石野三丁目 松園一丁目 松園二丁目 松園三丁目 東松園一丁目 東松園二丁目 東松園三丁目 東松園四丁目 西松園一丁目 西松園二丁目 西松園三丁目 西松園四丁目 北松園一丁目 北松園二丁目 北松園三丁目 北松園四丁目 小鳥沢一丁目 上田(庚申窪 黒石野平 下黒石野平 上堤頭 毛無森) 山岸二丁目 山岸三丁目 山岸四丁目 山岸五丁目 紅葉が丘 下米内一丁目 下米内二丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 中ノ橋通一丁目 中ノ橋通二丁目 紺屋町 神明町 志家町 若園町 住吉町 上ノ橋町 天神町 加賀野一丁目 加賀野二丁目 加賀野三丁目 加賀野四丁目 山王町 新庄町 東新庄二丁目 浅岸一丁目 浅岸二丁目 浅岸三丁目 浅岸(向田 柿木平 橋場) 肴町 下ノ橋町 馬場町 清水町 南大通一丁目 南大通二丁目 南大通三丁目 八幡町 松尾町 大慈寺町 鉦屋町 神子田町 高崩 茶畑一丁目 茶畑二丁目 中野一丁目 中野二丁目 東山二丁目 川目町 東中野(見石片岡) 東安庭一丁目 東安庭二丁目 東安庭三丁目 東安庭(館 小森 前田 厚朴田 中道) 門一丁目 門二丁目 門(堀郷 赤沼) 川目第14地割 盛岡駅前通 盛岡駅前北通

改正後

盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稻荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古 松幅 小幡小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野六丁目 向中野七丁目 向中野(中島 石川町 才川 野原 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太

改正前

盛岡駅西通一丁目 盛岡駅西通二丁目 夕顔瀬町 北夕顔瀬町 前九年一丁目 前九年二丁目 前九年三丁目 安倍館町 上堂一丁目 上堂二丁目 上堂三丁目 中川町 新田町 城西町 境田町 中屋敷町 前潟一丁目 前潟二丁目 前潟三丁目 前潟四丁目 上厨川(上ノ代 大屋敷 竹中 横沼 横長根 野子 下川原 下村 幅 前潟 新田) 長橋町 平賀新田(古屋敷 矢無 金目 高柳 水道 中居 大谷地 外田 平賀) 土淵(荒屋敷 谷地道 橋場 碓田 幅) 青山一丁目 青山二丁目 青山三丁目 青山四丁目 南青山町 大新町 天昌寺町 北天昌寺町 大館町 稻荷町 中堤町 西青山一丁目 西青山二丁目 西青山三丁目 月が丘一丁目 月が丘二丁目 月が丘三丁目 みたけ一丁目 みたけ二丁目 みたけ三丁目 みたけ四丁目 みたけ五丁目 みたけ六丁目 厨川一丁目 厨川二丁目 厨川三丁目 厨川四丁目 厨川五丁目 仙北二丁目 仙北三丁目 東仙北一丁目 東仙北二丁目 南仙北一丁目 南仙北二丁目 南仙北三丁目 西仙北二丁目 本宮一丁目 本宮二丁目 本宮三丁目 本宮四丁目 本宮五丁目 本宮六丁目 本宮七丁目 本宮(石仏 上越場 水門 大柳 小林 林崎 大宮 久保筋小幡 鬼柳 野古 松幅 小幡小瀬 荒屋 林古) 向中野一丁目 向中野二丁目 向中野三丁目 向中野四丁目 向中野五丁目 向中野(中島 石川町 才川 野原 細谷地 道明 東道明 幅 鶴子 畑返 新田) 下鹿妻(長持 辻屋敷 西田 前田 南田 下通 北) 下太田新堰端 下太田方八丁 下太田宮田 下太田林崎 下太田谷地 下太田杉田 下太田田端 下太田田中 下太田沢田 下太田榊 中太田方八丁 中太田法丁 中太田吉原 中太田小沼 中太田深持 中太田官台 中太田屋敷田 中太田泉田 中太田八掛 上太

改正後	改正前
<p>田碓 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千刈</p> <p>上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡一丁目 北飯岡二丁目 北飯岡三丁目 北飯岡四丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20</p>	<p>田碓 上太田田中留 上太田三枚橋 上太田大堀 上太田樋ノ口 上太田若宮 上太田中屋敷 上太田細工 上太田上吉本 上太田小田屋敷 上太田狄森 上太田小細工 上太田十文字 上太田上狄森 上太田森合 上太田岡沼 上太田四ツ家 上太田中関 上太田吉本 上太田窪屋敷 上太田上ノ畑 上太田上村 上太田関橋 上太田畑中 上太田弘法清水 上太田下法丁 上太田上ノ野 上太田金財 上太田瘦野 上太田清水田 上太田田屋 上太田下川戸 上太田上田中 上太田田中 上太田館 上太田松ノ木 上太田上野屋敷 上太田八千刈</p> <p>上太田北田 上太田八ツ口 上太田川後 上太田半在家 上太田細田 上太田神子塚 上太田下中屋敷 上太田蔵戸前 上鹿妻朴 上鹿妻朴前 上鹿妻寺地 上鹿妻夜鷹 上鹿妻竹花前 上鹿妻茂吉 上鹿妻田貝 上鹿妻五兵エ新田 上鹿妻與市新田 上鹿妻中島 上鹿妻竹鼻 上鹿妻天沼 上鹿妻清水田 上鹿妻野中 上鹿妻切付 上鹿妻小和田 上鹿妻稻荷場 猪去早俄上 猪去三枚橋 猪去堰合 猪去藤松 猪去的場 猪去大道 猪去大橋 猪去一本木 猪去外久保 猪去米倉 湯沢東一丁目 湯沢東二丁目 湯沢東三丁目 湯沢西一丁目 湯沢西二丁目 湯沢西三丁目 湯沢南一丁目 湯沢南二丁目 流通センター北一丁目 津志田町一丁目 津志田町二丁目 津志田町三丁目 津志田西一丁目 津志田西二丁目 津志田中央一丁目 津志田中央二丁目 津志田中央三丁目 津志田南一丁目 津志田南二丁目 津志田南三丁目 北飯岡一丁目 東見前1地割 東見前3地割から東見前6地割まで 東見前9地割 西見前1地割から西見前22地割まで 三本柳1地割から三本柳13地割まで 三本柳17地割 三本柳18地割 三本柳20</p>

改正後		改正前	
	<p>地割から三本柳24地割まで 津志田 1 地割から津志田 6 地割まで 津志田 9 地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井 1 地割から永井31地割まで 下飯岡 1 地割から下飯岡21地割まで 上飯岡 3 地割から上飯岡 5 地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田 1 地割 飯岡新田 3 地割から飯岡新田10地割まで 羽場 1 地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢 3 地割 湯沢 5 地割から湯沢19地割まで 乙部 4 地割から乙部 6 地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川 5 地割から黒川 7 地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割 玉山区松内(館和台 新田 築場 石花 在家 古川) 玉山区好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山区永井(荒屋 田端 中島) 玉山区寺林(梨木平 下平) 玉山区巻堀(巻堀 新田) 玉山区馬場(川原 馬場) 玉山区芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 玉山区渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 玉山区下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 玉山区川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>		<p>地割から三本柳24地割まで 津志田 1 地割から津志田 6 地割まで 津志田 9 地割 津志田11地割から津志田16地割まで 津志田20地割から津志田22地割まで 津志田24地割から津志田27地割まで 永井 1 地割から永井31地割まで 下飯岡 1 地割から下飯岡21地割まで 上飯岡 3 地割から上飯岡 5 地割まで 上飯岡10地割から上飯岡23地割まで 飯岡新田 1 地割 から飯岡新田10地割まで 羽場 1 地割から羽場18地割まで 羽場20地割 湯沢 3 地割 湯沢 5 地割から湯沢19地割まで 乙部 4 地割から乙部 6 地割まで 乙部12地割から乙部14地割まで 乙部20地割 乙部25地割から乙部32地割まで 大ケ生20地割 黒川 5 地割から黒川 7 地割まで 黒川10地割 黒川20地割 黒川22地割 手代森13地割 手代森22地割から手代森27地割まで 手代森30地割 玉山区松内(館和台 新田 築場 石花 在家 古川) 玉山区好摩(築袋 中塚 上山 夏間木 芋田向) 玉山区永井(荒屋 田端 中島) 玉山区寺林(梨木平 下平) 玉山区巻堀(巻堀 新田) 玉山区馬場(川原 馬場) 玉山区芋田(上芋田 下芋田 上武道 下武道) 玉山区渋民(岩鼻 大前田 渋民 小前田 駅 泉田 鶴塚) 玉山区下田(上下田 下田 大百刈 牛転 仲平 石羽根 頭無 生出袋 牡丹野 船綱 陣場 生出向 柴沢) 玉山区川崎(向川崎 上川崎 川崎 外平)</p>
町又は字の区域の一部が給水区	<p>愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稻荷窪 狐森) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下 合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑</p>	町又は字の区域の一部が給水区	<p>愛宕下 三ツ割(鉢ノ皮 更ノ沢 櫃石 清水頭 洞清水 上岩清水 下岩清水 久保屋敷 金比羅前 寺山) 三ツ割二丁目 北山二丁目 高松一丁目 高松三丁目 東緑が丘 岩脇町 小鳥沢二丁目 上田(小鳥沢 松屋敷 東黒石野 黒岩 宇登坂長根 狐崎稻荷 堤頭 稻荷窪 狐森) 山岸一丁目 山岸六丁目 山岸(外山岸 大平 名乗 庚申下 合間) 上米内(畑井野 中居 米内沢 明通 砂子沢 岩沢 庄ヶ畑</p>

改正後		改正前	
域で ある 区域	<p>赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内 (一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木 田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稲久保 堰根 ニツ森) 東 中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩 本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ケ森 松長根 壇ケ森 蝶ケ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地 割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上 堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一 丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太 田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田 川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹 沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稲荷前 猪去釈迦堂 猪去上平 猪 去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 葎内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿 田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14 地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2 地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15 地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ケ生18地割 大ケ生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川 11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割ま で 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から</p>	域で ある 区域	<p>赤坂 道ノ下 松木平 野頭 大誘 名乗沢 名乗) 下米内 (一本松 馬場野 寺並) 加賀野(桜山 才ノ神) 小杉山 東新庄一丁目 新庄(中鼻 瀬戸 岩山 下八木田 上八木 田) 東桜山 つつじが丘 浅岸(稲久保 堰根 ニツ森) 東 中野町 東山一丁目 東中野(柳下 五輪 立石 日蔭山 岩 本 金勢 金勢前 沢田) 東安庭(中ケ森 松長根 壇ケ森 蝶ケ森) 門(真立 唐 須摩 角下 川原道) 川目第7地 割から川目第13地割まで 川目第15地割 川目第16地割 上 堂四丁目 上厨川(柳原 小荒川 川原 杉原) 土淵(万徳 四ツ屋) 下厨川(鍋屋敷 四十四田 赤平 穴口) 仙北一 丁目 西仙北一丁目 本宮(蛇屋敷 平藤) 下太田下川原 下太田新田 中太田北太田 中太田新田 上太田穴口 上太 田中瀬 上太田赤前口 上太田沼館 上太田上川原 上太田 川原 上太田下川原 上太田蔵戸 上鹿妻ニツ沢 上鹿妻蟹 沢 上鹿妻山崎 上鹿妻稲荷前 猪去釈迦堂 猪去上平 猪 去上猪去 猪去田面野木 猪去畑中 猪去橋場 繫(北ノ浦 北久保 下猿田 葎内沢 館市 塗沢 湯ノ館 清水端 猿 田) 東見前2地割 東見前7地割 東見前8地割 三本柳14 地割から三本柳16地割まで 三本柳19地割 三本柳25地割 上飯岡2地割 上飯岡6地割 上飯岡7地割 上飯岡9地割 羽場19地割 湯沢1地割 湯沢2地割 湯沢4地割 乙部2 地割 乙部3地割 乙部7地割から乙部11地割まで 乙部15 地割から乙部19地割まで 乙部21地割から乙部24地割まで 大ケ生18地割 大ケ生19地割 大ケ生21地割 大ケ生22地割 大ケ生24地割 黒川4地割 黒川8地割 黒川9地割 黒川 11地割から黒川14地割まで 黒川16地割から黒川19地割まで 黒川21地割 黒川23地割 手代森4地割から手代森12地割ま で 手代森14地割から手代森17地割まで 手代森19地割から</p>

改正後		改正前	
手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩 (和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山区永井 (永井沢 百目木 鳥木沢) 玉山区寺林 (才津沢 平森 下も山 境平) 玉山区巻堀 (幅下 本宮 中道) 玉山区馬場 (前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 玉山区芋田 (沢田 芋田 昼久保 武道) 玉山区渋民 (狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 玉山区門前寺 (柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 玉山区下田 (古河川原 滝の下 生出) 玉山区玉山 (宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 玉山区日戸 (一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 玉山区川又 (赤坂 奴屋敷 苗代端) 玉山区上田 (糠森 小野松) 八幡平市大更第2地割及び第5地割		手代森21地割まで 手代森28地割 手代森29地割 玉山区松内字松内 玉山区好摩 (和台 新田 小袋 好摩沢 野中) 玉山区永井 (永井沢 百目木 鳥木沢) 玉山区寺林 (才津沢 平森 下も山 境平) 玉山区巻堀 (幅下 本宮 中道) 玉山区馬場 (前田 中島 赤坂 芦名沢 滝の沢 馬場平 状小屋) 玉山区芋田 (沢田 芋田 昼久保 武道) 玉山区渋民 (狐沢 大森 長渡 鶴飼 愛宕) 玉山区門前寺 (柏木平 越戸 独活倉 門前寺) 玉山区下田 (古河川原 滝の下 生出) 玉山区玉山 (宮前 宇峠 白沢 立障子 畑井沢) 玉山区日戸 (一本杉 道合 栗木田 市の坪 人待 鷹高) 玉山区川又 (赤坂 奴屋敷 苗代端) 玉山区上田 (糠森 小野松) 八幡平市大更第2地割及び第5地割	
備考 この表中「上田 (庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。		備考 この表中「上田 (庚申窪 黒石野平)」等とあるのは、「上田字庚申窪 上田字黒石野平」等であることを表す。	

議案第 115号

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

維持管理の費用の増加により、盛岡市古川墓園の運営費が不足することが見込まれることから、墓園管理料の額を改定しようとするものである。

なお、古川墓園の指定管理者は、墓園の使用者で構成される古川墓園管理協議会であり、墓地管理料については利用料金制を採用している。

2 改正の内容

盛岡市古川墓園の墓地管理料の額を次のように改定する。

区分	現行	改定後
普通墓地A (7.29㎡)	1区画につき年間 2,000円	1区画につき年間 2,500円
普通墓地B (4.86㎡)	1区画につき年間 1,500円	1区画につき年間 2,000円

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市墓園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市墓園条例 昭和38年9月30日条例第45号</p> <p>第1条から第18条まで 略 (墓地管理料)</p> <p>第19条 使用者等は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度墓地管理料として、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>墓地管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市青山墓園</td> <td>墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>盛岡市新庄墓園</td> <td>墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>盛岡市古川墓園</td> <td>普通墓地A 1区画につき2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通墓地B 1区画につき2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第19条の2から第34条まで 略 附 則 略 附 則 (平成24年条例第 号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	区分	墓地管理料	盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額	盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額	盛岡市古川墓園	普通墓地A 1区画につき2,500円		普通墓地B 1区画につき2,000円	<p>○盛岡市墓園条例 昭和38年9月30日条例第45号</p> <p>第1条から第18条まで (墓地管理料)</p> <p>第19条 使用者等は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度墓地管理料として、次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の当該右欄に定める額を納めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th>墓地管理料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市青山墓園</td> <td>墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>盛岡市新庄墓園</td> <td>墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>盛岡市古川墓園</td> <td>普通墓地A 1区画につき2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>普通墓地B 1区画につき1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第19条の2から第34条まで 略 附 則 略</p>	区分	墓地管理料	盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額	盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額	盛岡市古川墓園	普通墓地A 1区画につき2,000円		普通墓地B 1区画につき1,500円
区分	墓地管理料																				
盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額																				
盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額																				
盛岡市古川墓園	普通墓地A 1区画につき2,500円																				
	普通墓地B 1区画につき2,000円																				
区分	墓地管理料																				
盛岡市青山墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき200円を乗じて得た額																				
盛岡市新庄墓園	墓地の面積に1平方メートルにつき500円を乗じて得た額																				
盛岡市古川墓園	普通墓地A 1区画につき2,000円																				
	普通墓地B 1区画につき1,500円																				

議案第 116号

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、薬局開設の許可の申請に対する審査手数料等を定めようとするものである。

2 改正の内容

薬局開設の許可の申請に対する審査手数料、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査手数料等を定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市保健所手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成24年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○盛岡市保健所手数料条例 平成19年12月25日条例第66号</p> <p>第1条 略 (手数料の徴収等)</p> <p>第2条 衛生上の試験検査を行う場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表により算定した額の8割（防疫上の必要のため保健所長の勧奨により行う細菌培養検査にあっては、4割）に相当する額の手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 飲用水検査を行う場合及び当該検査に係る成績書謄本の交付を行う場合は、別表第1に定める手数料を申請等をした者から徴収する。</p> <p>3 前2項に規定する手数料のほか、別表第2の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p>																				
<p>別表第1（第2条関係） 略</p>	<p>別表第1（第2条関係） 略</p>																				
<p>別表第2（第2条関係）</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する</td> <td>飲食店営業許可申請手数料</td> <td>(1) 新規1件につき 16,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 継続1件につき 14,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円		(2) 継続1件につき 14,400円		(3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する</td> <td>飲食店営業許可申請手数料</td> <td>(1) 新規1件につき 16,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 継続1件につき 14,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円		(2) 継続1件につき 14,400円		(3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易
手数料を徴収する事務	名称	金額																			
1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円																			
		(2) 継続1件につき 14,400円																			
		(3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易																			
手数料を徴収する事務	名称	金額																			
1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号の飲食店営業の許可の申請に対する	飲食店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円																			
		(2) 継続1件につき 14,400円																			
		(3) 営業が一時的であつて、かつ、施設が簡易																			

改正後			改正前		
審査		なもの1件につき8,000円	審査		なもの1件につき8,000円
2 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円 (3) 営業が一時的であって、かつ、施設が簡易なもの1件につき4,800円	2 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第2号の喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 新規1件につき9,600円 (2) 継続1件につき8,600円 (3) 営業が一時的であって、かつ、施設が簡易なもの1件につき4,800円
3 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	3 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第3号の菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円
4 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	4 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第4号のあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円
5 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円	5 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第5号のアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき14,000円 (2) 継続1件につき12,600円
6 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき	6 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第6号の乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき21,000円 (2) 継続1件につき

改正後			改正前		
理業の許可の申請に対する審査		18,900円	理業の許可の申請に対する審査		18,900円
7 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	7 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第7号の特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
8 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	8 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第8号の乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
9 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円	9 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第9号の集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
10 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円	10 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第10号の乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
11 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	11 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第11号の食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
12 食品衛生法第52条第1項	食肉販売業	(1) 新規1件につき	12 食品衛生法第52条第1項	食肉販売業	(1) 新規1件につき

改正後			改正前		
の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第12号の食肉 販売業の許可の申請に対す る審査	許可申請手 数料	9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円	の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第12号の食肉 販売業の許可の申請に対す る審査	許可申請手 数料	9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
13 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第13号の食肉 製品製造業の許可の申請に 対する審査	食肉製品製 造業許可申 請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	13 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第13号の食肉 製品製造業の許可の申請に 対する審査	食肉製品製 造業許可申 請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
14 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第14号の魚介 類販売業の許可の申請に対 する審査	魚介類販売 業許可申請 手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円	14 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第14号の魚介 類販売業の許可の申請に対 する審査	魚介類販売 業許可申請 手数料	(1) 新規1件につき 9,600円 (2) 継続1件につき 8,600円
15 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第15号の魚介 類せり売営業の許可の申請 に対する審査	魚介類せり 売営業許可 申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	15 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第15号の魚介 類せり売営業の許可の申請 に対する審査	魚介類せり 売営業許可 申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
16 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第16号の魚肉 ねり製品製造業の許可の申 請に対する審査	魚肉ねり製 品製造業許 可申請手数 料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	16 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第16号の魚肉 ねり製品製造業の許可の申 請に対する審査	魚肉ねり製 品製造業許 可申請手数 料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
17 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第17号の食品 の冷凍又は冷蔵業の許可の 申請に対する審査	食品の冷凍 又は冷蔵業 許可申請手 数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	17 食品衛生法第52条第1項 の規定に基づく食品衛生法 施行令第35条第17号の食品 の冷凍又は冷蔵業の許可の 申請に対する審査	食品の冷凍 又は冷蔵業 許可申請手 数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円

改正後			改正前		
申請に対する審査			申請に対する審査		
18 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	18 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第18号の食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
19 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	19 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第19号の清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
20 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号の乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円	20 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第20号の乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
21 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	21 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第21号の冰雪製造業の許可の申請に対する審査	冰雪製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
22 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の冰雪販売業の許可の申請に対する審査	冰雪販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円	22 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第22号の冰雪販売業の許可の申請に対する審査	冰雪販売業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
23 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法	食用油脂製造業許可申	(1) 新規1件につき 21,000円	23 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法	食用油脂製造業許可申	(1) 新規1件につき 21,000円

改正後			改正前		
施行令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	請求手数料	(2) 継続1件につき 18,900円	施行令第35条第23号の食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	請求手数料	(2) 継続1件につき 18,900円
24 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	24 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第24号のマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
25 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	25 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第25号のみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
26 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の醬(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査	醬油製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	26 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第26号の醬(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査	醬油製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
27 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号のソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	27 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第27号のソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円
28 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円	28 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第28号の酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 16,000円 (2) 継続1件につき 14,400円

改正後			改正前		
る審査			る審査		
29 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円	29 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第29号の豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
30 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円	30 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第30号の納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
31 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号のめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円	31 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第31号のめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 14,000円 (2) 継続1件につき 12,600円
32 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	32 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第32号のそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
33 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第33号の缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円	33 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法施行令第35条第33号の缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	(1) 新規1件につき 21,000円 (2) 継続1件につき 18,900円
34 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法	添加物製造業許可申請	(1) 新規1件につき 21,000円	34 食品衛生法第52条第1項の規定に基づく食品衛生法	添加物製造業許可申請	(1) 新規1件につき 21,000円

改正後			改正前		
施行令第35条第34号の添加 物製造業の許可の申請に 対する審査	手数料	(2) 継続1件につき 18,900円	施行令第35条第34号の添加 物製造業の許可の申請に 対する審査	手数料	(2) 継続1件につき 18,900円
35 理容師法(昭和22年法律 第234号)第11条の2の規 定に基づく理容所の検査	理容所検査 手数料	1件につき16,000円	35 理容師法(昭和22年法律 第234号)第11条の2の規 定に基づく理容所の検査	理容所検査 手数料	1件につき16,000円
36 温泉法(昭和23年法律第 125号)第15条第1項の規 定に基づく温泉の利用の許 可料の申請に対する審査	温泉利用許 可申請手 数料	1件につき35,000円	36 温泉法(昭和23年法律第 125号)第15条第1項の規 定に基づく温泉の利用の許 可料の申請に対する審査	温泉利用許 可申請手 数料	1件につき35,000円
37 温泉法第16条第1項又 は第17条第1項の規定に 基づく温泉の利用の許可 を受けた地位の承継の承 認の申請に対する審査	温泉利用許 可承継承 認申請手 数料	1件につき7,400円	37 温泉法第16条第1項又 は第17条第1項の規定に 基づく温泉の利用の許可 を受けた地位の承継の承 認の申請に対する審査	温泉利用許 可承継承 認申請手 数料	1件につき7,400円
38 興行場法(昭和23年法律 第137号)第2条第1項の規 定に基づく興行場営業の許 可の申請に対する審査	興行場営業 許可申請 手数料	1件につき22,000円(仮 設及び臨時の興行場に 係るものにあつては、 11,000円)	38 興行場法(昭和23年法律 第137号)第2条第1項の規 定に基づく興行場営業の許 可の申請に対する審査	興行場営業 許可申請 手数料	1件につき22,000円(仮 設及び臨時の興行場に 係るものにあつては、 11,000円)
39 旅館業法(昭和23年法律 第138号)第3条第1項の規 定に基づく旅館業の許可 の申請に対する審査	旅館業許 可申請手 数料	1件につき22,000円	39 旅館業法(昭和23年法律 第138号)第3条第1項の規 定に基づく旅館業の許可 の申請に対する審査	旅館業許 可申請手 数料	1件につき22,000円
40 旅館業法第3条の2第1 項又は同法第3条の3第1 項の規定に基づく旅館業 の許可を受けた地位の承 継の承認申請に対する 審査	旅館業許 可承継承 認申請手 数料	1件につき7,400円	40 旅館業法第3条の2第1 項又は同法第3条の3第1 項の規定に基づく旅館業 の許可を受けた地位の承 継の承認申請に対する 審査	旅館業許 可承継承 認申請手 数料	1件につき7,400円

改正後			改正前		
41 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく公衆浴場営業の許可の申請に対する審査	公衆浴場営業許可申請手数料	1件につき22,000円	41 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定に基づく公衆浴場営業の許可の申請に対する審査	公衆浴場営業許可申請手数料	1件につき22,000円
42 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	化製場設置許可申請手数料	1件につき25,000円	42 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査	化製場設置許可申請手数料	1件につき25,000円
43 化製場等に関する法律第3条第1項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査	死亡獣畜取扱場等設置許可申請手数料	1件につき17,000円	43 化製場等に関する法律第3条第1項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査	死亡獣畜取扱場等設置許可申請手数料	1件につき17,000円
44 化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき）8,500円	44 化製場等に関する法律第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件の申請につき）8,500円
45 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	診療所開設許可申請手数料	19,000円	45 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可の申請に対する審査	診療所開設許可申請手数料	19,000円
46 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の	助産所開設許可申請手	12,000円	46 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の	助産所開設許可申請手	12,000円

改正後			改正前		
許可の申請に対する審査	数料		許可の申請に対する審査	数料	
47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	43,000円	47 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	43,000円
48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	22,000円	48 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	22,000円
49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	16,000円	49 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	16,000円
50 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可申請手数料	3,500円	50 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可申請手数料	3,500円
51 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	1件につき16,000円	51 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第2の規定に基づくクリーニング所の検査	クリーニング所検査手数料	1件につき16,000円
52 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円	52 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円
53 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円	53 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射済票交付手数料	550円
54 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条第2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1,600円	54 狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）第1条第2の規定に基づく犬の鑑札の再交付	犬の鑑札の再交付手数料	1,600円
55 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円	55 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付	狂犬病予防注射済票再交付手数料	340円

改正後			改正前				
56	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	15,100円	56	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録申請手数料	15,100円
57	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	6,600円	57	毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	6,600円
58	毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,500円	58	毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第35条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,500円
59	毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円	59	毒物及び劇物取締法施行令第36条の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円
60	と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	1件につき22,000円	60	と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	1件につき22,000円
61	と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき10,000円	61	と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	1件につき10,000円
62	と畜場法第14条第1項か	と畜検査手	(1) 生後1年以上の牛	62	と畜場法第14条第1項か	と畜検査手	(1) 生後1年以上の牛

改正後			改正前		
ら第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	数料	又は馬 1頭につき 1,200円 (2) 生後1月以上1年未満の牛又は生後1年未満の馬 1頭につき 600円 (3) 生後1月未満の牛 1頭につき350円 (4) 豚 1頭につき400円 (5) 綿羊又は山羊 1頭につき200円	ら第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	数料	又は馬 1頭につき 1,200円 (2) 生後1月以上1年未満の牛又は生後1年未満の馬 1頭につき 600円 (3) 生後1月未満の牛 1頭につき350円 (4) 豚 1頭につき400円 (5) 綿羊又は山羊 1頭につき200円
63 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査	美容所検査 手数料	1件につき16,000円	63 美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の規定に基づく美容所の検査	美容所検査 手数料	1件につき16,000円
64 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所 登録申請手 数料	80,000円	64 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所 登録申請手 数料	80,000円
65 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所 登録証明書 書換え交付 手数料	8,200円	65 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	衛生検査所 登録証明書 書換え交付 手数料	8,200円
66 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録	衛生検査所 登録証明書 再交付手 数	8,200円	66 臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録	衛生検査所 登録証明書 再交付手 数	8,200円

改正後			改正前		
	録に関する証明書の再交付料			録に関する証明書の再交付料	
67	臨床検査技師等に関する衛生検査所 法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録変更申請に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	61,000円	67	臨床検査技師等に関する衛生検査所 法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録変更申請に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	61,000円
67の2	薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設許可の申請に対する審査	30,100円			
67の3	薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設許可の更新の申請に対する審査	11,600円			
67の4	薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業(薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第3条第3号の薬局製造販売医薬品(以下「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売業に限る。67の5、69の2及び69の3の項において同じ。)の許可の申請に対する審査	7,800円			
67の5	薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可の更新の申請	3,900円			

改正後			改正前		
請に対する審査	可更新申請 手数料				
67の6 薬事法第13条第1項 の規定に基づく医薬品の製 造業（薬局製造販売医薬品 の製造業に限る。67の7、 69の4及び69の5の項にお いて同じ。）の許可の申請 に対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造業許可申 請手数料	11,600円			
67の7 薬事法第13条第3項 の規定に基づく医薬品の製 造業の許可の更新の申請に 対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造業許可更 新申請手 数料	6,300円			
67の8 薬事法第14条第1項 の規定に基づく医薬品の製 造販売（薬局製造販売医薬 品の製造販売に限る。67の 9の項において同じ。）の 承認の申請に対する審査	薬局製造販 売医薬品製 造販売承認 申請手 数料	90円			
67の9 薬事法第14条第9項 の規定に基づく医薬品の製 造販売の承認事項の一部変 更の承認の申請に対する審 査	薬局製造販 売医薬品製 造販売承認 事項一部変 更承認申 請手 数料	90円			
68 薬事法	医薬品販売	30,100円	68 薬事法（昭和35年法律第	医薬品販売	30,100円

改正後			改正前		
第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可（同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。69、70及び71の項において同じ。）の申請に対する審査	業許可申請手数料		145号)第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可（同法第25条第1号に規定する店舗販売業の許可に限る。以下71の項までにおいて同じ。）の申請に対する審査	業許可申請手数料	
69 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600円	69 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600円
69の2 薬事法施行令第5条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製品の製造販売業許可証書換え交付手数料	2,300円			
69の3 薬事法施行令第6条第1項の規定に基づく医薬品の製造販売業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製品の製造販売業許可証再交付手数料	3,300円			
69の4 薬事法施行令第12条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の書換え交付	薬局製造販売医薬品製品の製造業許可証書換え交付手数料	2,300円			

改正後			改正前		
69の5 薬事法施行令第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の許可証の再交付	薬局製造販売医薬品製品の製造業の許可証の再交付 再交付手数料	3,300円			
70 薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可に係る許可証の書換え交付	薬局開設又は医薬品販売業許可証書換え交付 手数料	2,300円	70 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第45条の規定に基づく医薬品の販売業の許可に係る許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証書換え交付 手数料	2,300円
71 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品の販売業の許可に係る許可証の再交付	薬局開設又は医薬品販売業許可証再交付手数料	3,300円	71 薬事法施行令第46条の規定に基づく医薬品の販売業の許可に係る許可証の再交付	医薬品販売業許可証再交付手数料	3,300円
72 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	72 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業登録申請手数料	15,000円
73 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業登録更新申請手数料	13,000円	73 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業登録更新申請手数料	13,000円
74 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円	74 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円

改正後			改正前		
又は保管の許可の申請に対する審査			又は保管の許可の申請に対する審査		
75 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管変更許可申請手数料	8,800円	75 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管変更許可申請手数料	8,800円
76 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取手数料	(1) 生後91日以上の犬又はねこ 1頭につき 2,000円 (2) 生後90日以内の犬又はねこ 1頭につき 400円	76 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	犬又はねこの引取手数料	(1) 生後91日以上の犬又はねこ 1頭につき 2,000円 (2) 生後90日以内の犬又はねこ 1頭につき 400円
77 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1,900円	77 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1,900円
78 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	特定動物飼養保管許可証再交付手数料	1,900円	78 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	特定動物飼養保管許可証再交付手数料	1,900円
79 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円	79 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
80 食鳥処理の事業の規制及	食鳥処理場	10,000円	80 食鳥処理の事業の規制及	食鳥処理場	10,000円

改正後			改正前		
び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく設備変更許可申請手数料 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	の構造又は設備変更許可申請手数料		び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく設備変更許可申請手数料 食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	の構造又は設備変更許可申請手数料	
81 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき3円	81 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき3円
82 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円	82 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円
83 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円	83 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円

議案第 117号

盛岡市道路の構造の一般的技術的基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律37号）の施行に伴い、市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

(1) 道路の区分に関する基準

(2) 車線、路肩、自転車道、歩道その他道路の横断面の構成に関する基準

※ 車線及び路肩に関しては、独自基準として、車道部に自転車の走行空間を確保する場合に車線の幅員の縮小及び路肩の幅員の拡大ができることを定める。

(3) 道路の設計速度に関する基準

(4) 曲線半径、緩和区間、勾配その他道路の線形及び視距に関する基準

(5) 平面交差、立体交差及び鉄道等との平面交差に関する基準

(6) 交通安全施設、防護施設、トンネルその他道路の構造に関する基準

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 118号

盛岡市移動等円滑化のために必要な特定道路の構造に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために市が特定道路を新設し、又は改築する場合における当該特定道路の構造に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

- (1) 歩道及び自転車歩行者道の有効幅員、舗装、勾配等に関する基準
- (2) 立体横断施設及びこれに設けるエレベーター、傾斜路、エスカレーター等に関する基準
- (3) 乗合自動車停留所を設ける歩道及び自転車歩行者道の高さ等に関する基準
- (4) 路面電車停留所の乗降場、傾斜路等に関する基準
- (5) 自動車駐車場に設ける障害者用駐停車施設、出入口、通路等に関する基準
- (6) 移動等円滑化のために必要な案内標識、視覚障害者用ブロック等に関する基準

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 119号

盛岡市道路に設ける案内標識等の寸法を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

- (1) 標示板の寸法
- (2) 文字及び記号の寸法
- (3) 縁、縁線及び区分線の太さ

3 施行期日

平成25年 4月 1日

議案第 120号

盛岡市道路に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関する条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、市道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

市道に附属する有料の自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識に係る表示事項及び設置場所を定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 121号

盛岡市準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、準用河川に係る河川管理施設等のうち、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

次に掲げる事項について定める。

- (1) 材質、高さ、天端幅その他堤防の構造に関する基準
- (2) 護床工、護岸、魚道その他床止めの構造に関する基準
- (3) ゲート、管理施設、護床工その他堰の構造に関する基準
- (4) 材質、断面形、ゲートその他水門及び樋門の構造に関する基準
- (5) 橋台、桁下高、護岸その他橋の構造に関する基準
- (6) ゲート、深さその他伏せ越しの構造に関する基準

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 122号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、都市公園の設置基準に関し必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

都市公園の設置基準について定める。

- (1) 住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準
- (2) 都市公園の配置及び規模の基準
- (3) 公園施設の設置基準
- (4) 特別の場合の公園施設の設置基準

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。) <u> </u> に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)</u></p> <p>第1条の2 <u>市の区域内の都市公園における住民1人当たりの敷地面積の標準は、12平方メートル以上とし、市街地の都市公園における当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>(都市公園の配置及び規模の基準)</u></p> <p>第1条の3 <u>次の各号に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。</u></p> <p><u>(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用</u></p>	<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、法令に定めがあるもののほか、市が設置する都市公園(以下「都市公園」という。) <u>の管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>に供することを目的とする都市公園 容易に利用することができるように配置し、敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるような広さとする。</u></p>	
<p>2 <u>主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園，主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園，主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園，主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。</u></p>	
<p><u>(公園施設の設置基準)</u></p>	
<p>第1条の4 <u>都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</u></p>	
<p><u>(特別の場合の公園施設の設置基準)</u></p>	
<p>第1条の5 <u>都市公園法施行令（昭和31年政令法律第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>	
<p>2 <u>令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>	
<p>3 <u>令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	
<p>(公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項)</p>	<p>(公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項)</p>
<p>第2条 法 第5条第</p>	<p>第2条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第5条第</p>
<p>1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 公園施設を設けようとする場合</p> <p>ア 設置の目的</p> <p>イ 設置の期間</p> <p>ウ 設置の場所</p> <p>エ 公園施設の構造</p> <p>オ 公園施設の外観</p> <p>カ 公園施設の管理の方法</p> <p>キ 工事の実施の方法</p> <p>ク 工事の着手及び完了の時期</p> <p>ケ 都市公園の復旧の方法</p> <p>コ その他参考となるべき事項</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとする場合</p> <p>ア 管理の目的</p> <p>イ 管理の期間</p> <p>ウ 管理する公園施設</p> <p>エ 管理の方法</p> <p>オ その他参考となるべき事項</p>	<p>(1) 公園施設を設けようとする場合</p> <p>ア 設置の目的</p> <p>イ 設置の期間</p> <p>ウ 設置の場所</p> <p>エ 公園施設の構造</p> <p>オ 公園施設の外観</p> <p>カ 公園施設の管理の方法</p> <p>キ 工事の実施の方法</p> <p>ク 工事の着手及び完了の時期</p> <p>ケ 都市公園の復旧の方法</p> <p>コ その他参考となるべき事項</p> <p>(2) 公園施設を管理しようとする場合</p> <p>ア 管理の目的</p> <p>イ 管理の期間</p> <p>ウ 管理する公園施設</p> <p>エ 管理の方法</p> <p>オ その他参考となるべき事項</p>
<p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項</p>	<p>(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項</p>
<p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p>	<p>2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設 （以下「占用物件」という。）の外観</p> <p>(2) 占用物件の管理の方法</p> <p>(3) 工事の実施の方法</p> <p>(4) 工事の着手及び完了の時期</p> <p>(5) 都市公園の復旧の方法</p> <p>(6) その他参考となるべき事項</p> <p>（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）</p> <p>第3条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成24年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設 （以下「占用物件」という。）の外観</p> <p>(2) 占用物件の管理の方法</p> <p>(3) 工事の実施の方法</p> <p>(4) 工事の着手及び完了の時期</p> <p>(5) 都市公園の復旧の方法</p> <p>(6) その他参考となるべき事項</p> <p>（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）</p> <p>第3条から第17条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

議案第 123号

盛岡市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、市が管理する都市公園に設置する特定公園施設に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

都市公園に設置する特定公園施設の基準を定める。

- (1) 園路及び広場
- (2) 屋根付広場
- (3) 休憩所及び管理事務所
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂
- (5) 駐車場
- (6) 便所
- (7) 水飲場及び手洗場
- (8) 掲示板及び標識

3 施行期日

平成25年 4月 1日

議案第 124号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、公共下水道の構造の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

公共下水道の構造の基準について定める。

- (1) 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準
- (2) 排水施設の構造の基準

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条・第2条)</p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の基準 (第2条の2～第2条の5)</u></p> <p>第2章 排水設備の設置等 (第3条～第7条)</p> <p>第2章の2 工事店 (第7条の2～第7条の12)</p> <p>第3章 公共下水道の使用 (第8条～第20条)</p> <p>第4章 雑則 (第21条～第27条)</p> <p>第5章 罰則 (第28条・第29条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 公共下水道の設置、管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。</p> <p>(2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>(3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。</p> <p>(3)の2 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。</p> <p>(4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。</p> <p>(5) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(5)の2 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をい</p>	<p>○盛岡市下水道条例 昭和36年3月28日条例第15号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条・第2条)</p> <hr/> <p>第2章 排水設備の設置等 (第3条～第7条)</p> <p>第2章の2 工事店 (第7条の2～第7条の12)</p> <p>第3章 公共下水道の使用 (第8条～第20条)</p> <p>第4章 雑則 (第21条～第27条)</p> <p>第5章 罰則 (第28条・第29条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 公共下水道の<u> </u>管理及び使用については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。</p> <p>(2) 汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。</p> <p>(3) 公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。</p> <p>(3)の2 終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。</p> <p>(4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。</p> <p>(5) 除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。</p> <p>(5)の2 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をい</p>

改正後	改正前
<p>う。</p> <p>(6) 排水設備義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。</p> <p>(7) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。</p> <p><u>第1章の2 公共下水道の構造の基準</u> <u>(公共下水道の構造の基準)</u></p> <p>第2条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の基準は、次条から第2条の5までに定めるところによる。</p> <p><u>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</u></p> <p>第2条の3 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>堅固で耐久力を有する構造とすること。</u></p> <p>(2) <u>コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。</u></p> <p>(3) <u>屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。</u></p> <p>(4) <u>下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。</u></p> <p>(5) <u>地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(排水施設の構造の基準)</u></p> <p>第2条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>排水管内径及び排水渠の断面面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとしてすること。</u></p>	<p>う。</p> <p>(6) 排水設備義務者 法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいう。</p> <p>(7) 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。</u></p> <p>(3) <u>暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。</u></p> <p>(4) <u>暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所^{きよ}その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。</u></p> <p>(5) <u>ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。</u></p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第2条の5 前2条の規定は、工事を施行するために仮に設けられる公共下水道及び非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道については、適用しない。</u></p> <p>第2章 排水設備の設置等 (排水設備の設置義務)</p> <p>第3条 排水設備義務者は、法第9条の規定に基づき<u>管理者</u>が告示した公共下水道の供用開始の日から管理者が定める設置期限の満了日までに排水設備を設置しなければならない。</p> <p>第4条から第29条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成24年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2章 排水設備の設置等 (排水設備の設置義務)</p> <p>第3条 排水設備義務者は、法第9条の規定に基づき<u>上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)</u>が告示した公共下水道の供用開始の日から管理者が定める設置期限の満了日までに排水設備を設置しなければならない。</p> <p>第4条から第29条まで 略</p> <p>附 則 略</p>
別表 略	別表 略

議案第 125号

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い，指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

介護給付等の支給が決定された障害者が受けようとする居宅介護，療養介護，生活介護，短期入所，就労移行支援等の指定障害福祉サービス事業等を行う事業者の要件，基本方針，従業員の員数・管理者の配置その他人員に関する基準，設備・備品等に関する基準，利用者負担額等の受領，運営規程の制定，衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 126号

盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、指定障害者支援施設の要件並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定された障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設において生活介護、自立訓練、施設入所等を行う場合における当該施設の要件、基本方針、従業者の員数その他人員に関する基準、設備に関する基準、利用者負担額等の受領、健康の管理、運営規程の制定その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 127号

盛岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援等の障害福祉サービス事業の基本方針，設備に関する基準，運営規程の制定，職員の配置，衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 128号

盛岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

障害者等を通わせ生産活動等の機会を提供する地域活動センターの基本方針，設備に関する基準，運営規程の制定，工賃の支払，衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 129号

盛岡市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、福祉ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

住居を求める障害者に居室その他の設備を利用させる福祉ホームの基本方針，設備に関する基準，運営規程の制定，職員の配置，衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 130号

盛岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

施設への入所支援等を行う障害者支援施設の基本方針，設備に関する基準，運営規程の制定，職員の配置，衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 131号

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

児童福祉施設である助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備の基準、職員の配置・資格、非常災害対策、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として保育所の設備の基準について次のとおり定める。

- (1) 乳児1人当たりの乳児室の面積を、ほふく室の基準と同じ3.3平方メートルとする。
- (2) 屋外遊戯場を施設敷地内に設けることとする。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 132号

盛岡市婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、婦人保護施設の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

要保護女子を収容保護する婦人保護施設の基本方針，設備に関する基準，職員の配置・資格要件，非常災害対策，保健衛生その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 133号

盛岡市救護施設，更生施設，授産施設，宿所提供施設等の設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い，救護施設，更生施設，医療保護施設，授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

救護施設，更生施設等の保護施設及び社会福祉法に規定する授産施設の基本方針，設備に関する基準，職員の配置・資格，非常災害対策，衛生管理その他運営の基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 134号

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するための指導、訓練等の援助を行う養護老人ホームの基本方針、設備に関する基準、職員の資格要件、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 135号

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者等を入所させ、養護する特別養護老人ホームの基本方針、設備に関する基準、職員の資格要件、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム（いずれもユニット型のものを除く。）の居室の定員に関しては、市長が必要があると認めた場合は、原則1人としている定員を4人以下にできることを定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 136号

盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

無料又は低額な料金で老人を入所させ、日常生活上の必要な便宜を供与する軽費老人ホームの基本方針、設備に関する基準、職員の資格要件、運営規程の制定、利用料の受領、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 137号

盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

要介護認定を受けた者で居宅において介護を受けるものに対し、居宅サービスを行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数・管理者の配置その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録の整備その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 138号

盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い，指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

介護予防訪問介護，介護予防訪問入浴介護等の介護予防サービスを行う事業者の要件，基本方針，従業者の員数・管理者の配置その他人員に関する基準，設備・備品等に関する基準，利用料等の受領，運営規程の制定，記録の整備その他運営に関する基準，介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 139号

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の指定地域密着型サービスを行う事業者の要件、基本方針、従業者の員数・管理者の配置その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録の整備その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型のものを除く。）の居室の定員に関しては、市長が必要があると認めた場合は、原則1人としている定員を4人以下にできることを定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 140号

盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い，指定地域密着型介護予防サービス事業者の要件，指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る人員及び介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準について定めようとするものである。

2 条例の内容

介護予防認知症対応型通所介護等の指定地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の要件，基本方針，従業者の員数等の人員に関する基準，設備・備品等に関する基準，利用料等の受領，運営規程の制定，衛生管理その他運営に関する基準，介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 141号

盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、指定介護老人福祉施設の入所定員の要件並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定介護老人福祉施設に指定された特別養護老人ホームの基本方針、従業者の員数その他人員に関する基準、設備・備品等に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

なお、独自基準として、指定介護老人福祉施設（ユニット型のものを除く。）の居室の定員に関し、市長が必要があると認めた場合は、原則1人としている定員を4人以下にできることを定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 142号

盛岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い，介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

要介護者に対し，看護，医学的管理の下に介護及び機能訓練等を行う介護老人保健施設の基本方針，従業者の員数に関する基準，施設・設備等に関する基準，利用料等の受領，運営規程の制定，衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 143号

盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理の下に介護及び機能訓練その他の必要な医療を行う指定介護療養型医療施設の基本方針、従業者の員数に関する基準、設備に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、衛生管理その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 144号

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるとともに市営住宅の入居者の資格のうち収入要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 市営住宅及び共同施設の整備基準として次に掲げる事項を定める。

ア 整備の基本方針

イ 敷地の基準

ウ 市営住宅の住棟，住戸，共用部分，附帯施設等に関する基準

エ 児童遊園，集会所その他共同施設に関する基準

(2) 市営住宅の入居者の資格のうち収入要件の額を次のとおり定める。

ア 基準となる収入要件の額 15万 8,000円

イ 緩和された収入要件の額 21万 4,000円

※ 改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）で定められていた額と同額

(3) 市営住宅の入居者の資格のうち特に居住の安定を図る必要がある者として，緩和された収入要件の額が適用されるものを定める。

3 施行期日

平成25年 4 月 1 日

盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 市営住宅の設置（第3条）</p> <p><u>第2章の2 市営住宅の整備基準（第3条の2～第3条の16）</u></p> <p>第3章 市営住宅の管理（第4条～第43条）</p> <p>第4章 社会福祉法人等の使用（第44条～第50条）</p> <p>第5章 共同施設の管理（第51条～第59条）</p> <p>第6章 補則（第60条～第69条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p><u>第2章の2 市営住宅等の整備基準</u> <u>（健全な地域社会の形成）</u></p> <p><u>第3条の2 市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して、これを整備しなければならない。</u></p> <p><u>（良好な居住環境の確保）</u></p> <p><u>第3条の3 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように、これを整備しなければならない。</u></p> <p><u>（費用の縮減への配慮）</u></p> <p><u>第3条の4 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。</u></p> <p><u>（位置の選定）</u></p> <p><u>第3条の5 市営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の</u></p>	<p>○盛岡市市営住宅条例 平成9年9月30日条例第32号</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 市営住宅の設置（第3条）</p> <hr/> <p>第3章 市営住宅の管理（第4条～第43条）</p> <p>第4章 社会福祉法人等の使用（第44条～第50条）</p> <p>第5章 共同施設の管理（第51条～第59条）</p> <p>第6章 補則（第60条～第69条）</p> <p>附則</p> <p>第1条から第3条まで 略</p>

改正後	改正前
<p>発生のおそれが多い土地及び公害等により良好な居住環境が著しく害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購入その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。</p>	
<p>(敷地の安全上必要な措置等)</p>	
<p>第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。</p>	
<p>2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。</p>	
<p>(住棟等の配置)</p>	
<p>第3条の7 住棟その他の建築物の配置は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及び個人の私生活についての秘密の確保、災害の防止、騒音等による良好な居住環境の阻害の防止等を考慮したものでなければならない。</p>	
<p>(住宅における防火等の措置)</p>	
<p>第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。</p>	
<p>2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を図るために市長が定める適切な措置が講じられていなければならない。ただし、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（市営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃借する場合にあっては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る市営住宅については、この限りでない。</p>	

改正後	改正前
<p>3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を図るための市長が定める適切な措置が講じられていなければならない。ただし、前項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。</p>	
<p>4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）第1条第3号の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を図るための市長が定める適切な措置が講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。</p>	
<p>5 住宅の給水設備、排水設備及びガス設備の配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼさないように点検及び補修を行うための市長が定める措置が講じられていなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。</p> <p>（住戸の面積及び設備）</p>	
<p>第3条の9 市営住宅の1戸当たりの床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。</p>	
<p>2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分にこれらを設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</p>	
<p>3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための市長が定める措置が講じられていなければならない。ただし、前条第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。</p> <p>（住戸内の各部における措置）</p>	
<p>第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便及び安全の確保を図るための市</p>	

改正後	改正前
<p>長が定める適切な措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができる措置が講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。</p>	
<p><u>(共用部分における措置)</u></p>	
<p>第3条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便及び安全の確保を図るための市長が定める適切な措置が講じられていなければならない。ただし、第3条の8第2項ただし書に規定する市営住宅については、この限りでない。</p>	
<p><u>(附帯施設の設置)</u></p>	
<p>第3条の12 敷地内には、自転車置場、物置、ごみ置場等の必要な附帯施設が設けられていなければならない。</p>	
<p>2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便、良好な居住環境等の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。</p>	
<p><u>(児童遊園の位置及び規模)</u></p>	
<p>第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。</p>	
<p><u>(集会所の位置及び規模)</u></p>	
<p>第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。</p>	
<p><u>(広場及び緑地の位置及び規模)</u></p>	
<p>第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。</p>	
<p><u>(通路の配置等)</u></p>	
<p>第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなけれ</p>	

改正後	改正前
<p><u>ばならない。</u></p> <p>2 前項の通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。</p> <p>第4条及び第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる場合に应じ、それぞれ<u>ア</u>から<u>オ</u>までに掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア</u> 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 21万4,000円</p> <p>(ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p><u>イ</u> 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 21万4,000円</p> <p><u>ウ</u> 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 21万</p>	<p>第4条及び第5条 略 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅(特定住宅を除く。)に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が<u>ア</u>、<u>イ</u>又は<u>ウ</u>に掲げる場合に应じ、それぞれ<u>ア</u>、<u>イ</u>又は<u>ウ</u>に掲げる金額を超えないこと。</p> <p><u>ア</u> 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項に定める場合 令第6条第5項第1号に規定する金額</p>

改正後	改正前
<p>4,000円</p> <p>エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げた市営住宅に入居する場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）</p>	<p>イ 市営住宅 _____ が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの _____ 又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が _____ 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額</p>
<p>オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p>	<p>ウ ア及びイ _____ に掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額</p>
<p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>	<p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 過去に市営住宅（改良住宅（盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該市営住宅の使用に係る債務がないこと。</p> <p>(5) 過去5年以内に第43条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当することにより市営住宅を退去させられた者でないこと。</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条、第9条第3項並びに第14条第1項及び第2項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p>
<p>2 前項第1号エに規定する市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、 _____</p>	<p>2 前項第1号イに掲げる _____ 市営住宅に入居することができる者は、同項各号に掲げる要件を備えているほか、当該災害発生の日から3年間は、 <u>なお</u></p>

改正後	改正前
<p>当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。)1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第68条まで 略</p> <p>(委任)</p> <p>第69条 この条例に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の整備及び管</p>	<p>当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>3 特定住宅に入居することができる者は、第1項各号に掲げる要件を備えているほか、次の各号に掲げる特定住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) 身体障害者用住宅 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者(同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人)で当該身体障害者手帳に記載されている障害(下肢又は体幹の肢体不自由に限る。)の級別が1級若しくは2級のもの(車いすを常用している者に限る。)又はその者及びその者の親族で構成されている世帯に属する者であること。</p> <p>(2) 高齢者世話付住宅 次のア、イ又はウのいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 日常生活が可能な程度の健康状態であるが独立して生活することに健康上の不安があるため常時の安否の確認等を必要と認める60歳以上の者の単身の世帯</p> <p>イ アに規定する高齢者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。ウにおいて同じ。)で構成される世帯</p> <p>ウ アに規定する高齢者及びその者の60歳以上の親族(配偶者を除く。)1人で構成される世帯</p> <p>4 市長は、必要があると認めるときは、前2項に定めるもののほか、市営住宅の規模、設備又は間取りに応じ、当該市営住宅に入居することができる者の年齢、世帯構成その他の事項に関し必要な要件を定めることができる。</p> <p>第7条から第68条まで 略</p> <p>(委任)</p> <p>第69条 この条例に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管</p>

改正後	改正前
<p>理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成24年条例第 号)</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 145号

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行に伴い、改良住宅の一般入居者の資格のうち収入要件を改めようとするものである。

2 改正の内容

改良住宅の一般入居者の資格のうち特に居住の安定を図る必要がある者として、緩和された収入要件の額が適用されるものを定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市改良住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がアからエまでに掲げる場合に依り、それぞれアからエまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者又は同居者に次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 13万9,000円</p> <p>(ア) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(イ) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</p> <p>(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(オ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 13万9,000円</p> <p>ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 13万</p>	<p>○盛岡市改良住宅条例 昭和37年9月29日条例第37号</p> <p>第1条から第7条まで 略 (一般入居者の資格)</p> <p>第8条 第6条第1項及び前条の場合において、改良住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する者にあつては、第2号及び第4号から第6号まで)に掲げる要件を備えている者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 公営住宅法施行令第6条第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合 13万9,000円</p>

改正後

9,000円

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 11万4,000円

- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
- (4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。
- (5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第8条の2から第41条まで 略

附 則 略

附 則（平成24年条例第 号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 略

改正前

イ ア に掲げる場合以外の場合 11万4,000円

- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 市町村民税又は特別区民税を滞納していない者であること。
- (4) 過去に改良住宅（市営住宅（盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）及びコミュニティ住宅（盛岡市コミュニティ住宅条例（平成9年条例第39号）第2条第1号に規定するコミュニティ住宅をいう。）を含む。以下この号及び次号において同じ。）に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該改良住宅の使用に係る債務がないこと。
- (5) 過去5年以内に第31条第1項各号のいずれかに該当することにより改良住宅を退去させられた者でないこと。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第10条第3項及び第13条の3第1項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第8条の2から第41条まで 略

附 則 略

別表 略

議案第 146号

盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、施設の設置場所の要件、営業者の講ずべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由等を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

施設の設置場所の要件、営業者の講ずべき衛生措置の基準、宿泊を拒むことができる事由、水質検査の実施等について定める。

3 施行期日

平成25年 4 月 1 日

盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(法第3条第3項第3号の条例で定める施設)</u></p> <p>第2条 <u>法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、図書館、博物館(美術館及び動物園を含む。)、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設その他の施設で主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので市長が指定するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による指定は、告示により行うものとする。</u></p> <p><u>(法第3条第4項の条例で定める者)</u></p> <p>第3条 <u>法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</u></p> <p>(1) <u>国が設置する施設 当該施設の長</u></p> <p>(2) <u>地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる施設以外の施設であって監督庁のあるもの 当該監督庁</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる施設以外の施設 市長</u></p> <p><u>(営業者の講ずべき衛生措置の基準)</u></p> <p>第4条 <u>法第4条第2項の規定による営業者の講ずべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>換気</u></p> <p>ア <u>換気のための窓その他の開口部は、必要に応じ開放すること。</u></p>	<p>○盛岡市旅館業法施行条例 平成19年12月25日条例第78号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>イ 機械換気装置による場合は、当該装置を十分に運転させること。</u></p> <p><u>(2) 採光 窓その他の開口部を設け、採光を十分にすること。</u></p> <p><u>(3) 照明</u></p> <p><u>ア 客室、応接室及び食堂 床面において40ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p><u>イ 浴室、洗面所及び便所 床面において20ルクス以上の照度を有すること。</u></p> <p><u>ウ 廊下及び階段 床面において10ルクス以上（深夜にあつては、5ルクス以上）の照度を有すること。</u></p> <p><u>(4) 防湿</u></p> <p><u>ア 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。</u></p> <p><u>イ 排水設備は、常に汚水の排水に支障のないようにすること。</u></p> <p><u>(5) 清潔 営業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</u></p> <p><u>ア 客室には、くず入れを備えておくこと。</u></p> <p><u>イ 浴室</u></p> <p><u>(ア) 清浄な湯及び水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>(イ) 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓(シャワーその他これに類するものを含む。)から供給する温水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、規則で定める基準に適合するものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 連日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入れ替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入れ替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。</u></p> <p><u>(エ) 浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上</u></p>	

改正後	改正前
<p>換えること。この場合においては、浴室を十分に清掃すること。</p> <p><u>(オ) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。</u></p> <p><u>(カ) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほこりが入らないようにすること。</u></p> <p><u>(キ) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。</u></p> <p><u>(ク) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。</u></p> <p><u>(ケ) 浴槽に直接に注入する温水(摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。)を貯湯槽に滞留させないようにすること。</u></p> <p><u>(コ) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。</u></p> <p><u>(サ) 清潔な洗いおけ及び洗い椅子を備えておくこと。</u></p> <p><u>(シ) 脱衣籠及び脱衣棚は、常に清潔にしておくこと。</u></p> <p><u>ウ 洗面所</u></p> <p><u>(ア) 飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>(イ) くず入れを備えておくこと。</u></p> <p><u>エ 便所</u></p> <p><u>(ア) くみ取便所にあつては、防臭剤の散布その他の方法により、常に防臭に努めること。</u></p> <p><u>(イ) 手洗設備には、清浄な水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>オ 寝具類は、随時日光に当て、敷布、枕おおい、布団襟及び浴衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。</u></p> <p><u>(6) その他の基準</u></p> <p><u>ア 客室の定員</u></p>	

改正後	改正前
<p>(ア) <u>ホテル営業、旅館営業及び下宿営業 1客室の床面積3平方メートルについて大人1人</u></p> <p>(イ) <u>簡易宿所営業 1客室の床面積1.5平方メートルについて大人1人</u></p> <p>イ <u>暖房設備</u></p> <p>(ア) <u>ガス、石油等を燃料とする暖房設備を宿泊者に使用させる場合には、宿泊者の見やすい場所に、その使用方法その他の安全衛生上必要な事項についての注意書を掲示すること。</u></p> <p>(イ) <u>ガスを燃料とする暖房設備にあつては、宿泊者の安全衛生が保持されていることを確認した後にガスの元栓を開放すること。</u></p> <p><u>(水質検査の実施)</u></p>	
<p>第5条 <u>営業者は、1年に1回（連日使用型循環浴槽の湯水にあつては、1年に2回）以上、前条第5号イ(イ)の基準についての検査を行わなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>営業者は、前項の規定により前条第5号イ(イ)の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を市長に届け出るものとする。</u></p> <p><u>(衛生措置の基準の特例)</u></p>	
<p>第6条 <u>旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別の事情があると認められるものであつて規則で定めるものについては、第4条第3号及び第6号アに定める衛生措置の基準にかかわらず、規則で必要な特例を定める。</u></p> <p><u>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</u></p>	<p><u>(旅館営業の施設の構造設備の基準)</u></p>
<p>第7条 <u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>和式の構造設備による客室は、出入口及び窓を除き、当該客室と他の客室、廊下等との境を壁又は開閉できないふすま若しくは板戸とすること。</u></p> <p>(2) <u>浴室は、外部から見通しができない構造とし、上がり湯及び水を供</u></p>	<p>第2条 <u>旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>和式の構造設備による客室は、出入口及び窓を除き、当該客室と他の客室、廊下等との境を壁又は開閉できないふすま若しくは板戸とすること。</u></p> <p>(2) <u>浴室は、外部から見通しができない構造とし、上がり湯及び水を供</u></p>

改正後	改正前
<p>給することができる設備を設けること。</p> <p>(3) 洗いは、不浸透性材料（タイル、コンクリート等水が浸透しないものをいう。以下同じ。）を用い、汚水だめ又は下水に通ずる設備を設けること。</p> <p>(4) 便所は、ねずみ、昆虫等の発生及びにおいの発散を防ぐ構造とし、水洗式とすること。ただし、水洗式により難いときは、便槽は、不浸透性材料を用いること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p>	<p>給することができる設備を設けること。</p> <p>(3) 洗いは、不浸透性材料（タイル、コンクリート等水が浸透しないものをいう。以下同じ。）を用い、汚水だめ又は下水に通ずる設備を設けること。</p> <p>(4) 便所は、ねずみ、昆虫等の発生及びにおいの発散を防ぐ構造とし、水洗式とすること。ただし、水洗式により難いときは、便槽は、不浸透性材料を用いること。</p> <p>(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p>
<p><u>第8条</u> 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前条各号に掲げるもののほか、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p>	<p><u>第3条</u> 政令第1条第3項第7号の条例で定める構造設備の基準は、前条各号に掲げるもののほか、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p>
<p><u>第9条</u> 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。</p> <p>(適用除外)</p>	<p><u>第4条</u> 政令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、1客室の床面積が7平方メートル以上であることとする。</p> <p>(適用除外)</p>
<p><u>第10条</u> 旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、次に掲げる施設については、<u>第7条又は第8条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) キャンプ場、スキー場等において特定の季節に限り営業する施設</p> <p>(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの</p> <p>(3) 運動会、博覧会等のために一時的に営業する施設</p> <p>(<u>宿泊を拒むことができる事由</u>)</p>	<p><u>第5条</u> 旅館営業又は簡易宿所営業の施設のうち、次に掲げる施設については、<u>第2条又は第3条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>(1) キャンプ場、スキー場等において特定の季節に限り営業する施設</p> <p>(2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの</p> <p>(3) 運動会、博覧会等のために一時的に営業する施設</p>
<p><u>第11条</u> <u>法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあることとする。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p><u>第12条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>2 平成12年4月1日において旅館業法第3条第1項の規定による許可を受</p>	<p><u>第6条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>け、旅館業を営んでいた者（同法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定により営業者の地位を承継した者を含む。）がその営業の用に供している施設について、当該許可を受けた者が引き続いて旅館業を営んでいる間（当該施設を改築し、又は増築するまでの間に限る。）は、第8条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則（平成24年条例第 号）</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	

議案第 147号

盛岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに営業者が講ずべき衛生措置の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

施設の設置場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに営業者が講ずべき入場者に対する衛生措置の基準を定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市興行場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市興行場法施行条例 平成19年12月25日条例第79号</p> <p>第1条 略 <u>(設置の場所の基準)</u></p> <p>第2条 法第2条第2項に規定する設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>水はけが悪い場所でないこと。ただし、排水及び防湿のための有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>採光及び換気に必要な空間を確保できる場所であること。ただし、照明及び換気のための有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(構造設備の基準)</u></p> <p>第3条 法第2条第2項に規定する構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>客席部は、次の要件を備えていること。</u></p> <p>ア <u>食堂、ロビー、便所、売店等と隔壁等により区画されていること。</u></p> <p>イ <u>舞台部と区画されていること。</u></p> <p>ウ <u>階上の客席部には、階下にごみ等が落ちないように措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>喫煙場所は、次により設けられていること。ただし、興行場における喫煙を禁止する場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>たばこの煙が客席部に流入しない構造であること。</u></p> <p>イ <u>たばこの煙を興行場の外に直接排出できる装置が設けられていること。</u></p> <p>(3) <u>客用の便所は、次の要件を備えていること。</u></p> <p>ア <u>くみ取便所としないこと。ただし、興行場の敷地内又はその付近に</u></p>	<p>○盛岡市興行場法施行条例 平成19年12月25日条例第79号</p> <p>第1条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>下水道その他これに類する排水施設がない場合又はこれらの排水施設があってもその機能が不十分な場合は、改良便槽とすることができる。</u></p> <p><u>イ 男子用及び女子用に区別され、入口にその旨が表示されていること。</u></p> <p><u>ウ 各階に設けるものとし、各階ごとに、便器の数は、次に掲げるとおりとすること。</u></p> <p><u>(ア) 客席の床面積の合計が200平方メートル以内の場合 床面積20平方メートルにつき1以上</u></p> <p><u>(イ) 客席の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 200平方メートルを超える面積30平方メートルにつき1以上に、(ア)により算出した数を加算した数</u></p> <p><u>(ウ) 客席の床面積の合計が500平方メートルを超える場合 500平方メートルを超える面積50平方メートルにつき1以上に、(イ)により算出した数を加算した数</u></p> <p><u>エ ウの便器の数は、男子用と女子用をほぼ同数とし、男子用は小便器5以内ごとに大便器1以上とすること。</u></p> <p><u>オ 客席に接して出入口を有する便所には、前室を設けること。</u></p> <p><u>カ 床面及び床面から1メートルまでの内壁は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で造られ、清掃に支障をきたさない構造であること。</u></p> <p><u>キ 清浄な水を十分に供給できる適当な数の流水式手洗設備を設けていること。</u></p> <p><u>(4) 客席部、食堂、ロビー及び便所には、それぞれ機械換気設備（空気調和設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。</u></p> <p><u>(5) 客席部、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所その他の入場者が利用する場所（以下「場内」という。）には、次の照度及び機能を有する照明設備が設けられていること。</u></p> <p><u>ア 客席部、ロビー、廊下、階段、便所その他の入場者が利用する場所（エに掲げる場所を除く。）の照明設備は、床面において150ルクス以上の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>照度を保つことができるものであること。</u></p> <p><u>イ 映画館の客席部の照明設備は、映画の映写等のため消灯を行うに際し電圧昇降器等による漸減式照明ができるものであること。</u></p> <p><u>ウ 客席部の通路の補助照明設備は、映写中又は演劇中においても床面において0.2ルクス以上の照度を保つことができるものであること。</u></p> <p><u>エ 出入口、売店及び入場券売場の照明設備は、床面から0.8メートルの高さにおいて200ルクス以上の照度を保つことができるものであること。</u></p> <p><u>(6) 外部に開放されている窓、給気口、排気口等には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための金網等の設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(7) 適当な数の清掃用具等を衛生的に保管できる専用の設備が設けられていること。</u></p> <p><u>(8) 入口に履物に付着した泥土を除去するための敷物等が置かれていること。</u></p> <p><u>(9) 適当な場所にごみ箱が置かれていること。</u></p> <p><u>(衛生措置の基準)</u></p>	
<p><u>第4条 法第3条第2項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 機械換気設備は、定期的に保守点検し、十分に運転すること。</u></p> <p><u>(2) 喫煙場所以外での喫煙を禁止する旨の案内を行うとともに、禁煙及び喫煙場所である旨を場内の適当な場所に表示すること。ただし、前条第2号ただし書に規定する場合は、興行場における喫煙を禁止する旨の案内を行うとともに、その旨を場内の適当な場所に表示すること。</u></p> <p><u>(3) 照明設備は、定期的に保守点検し、常に適正な照度を保つこと。</u></p> <p><u>(4) 興行場及びその周囲は、常に清潔に保つこと。</u></p> <p><u>(5) 便所は、定期的に殺虫及び消毒を行い、常に衛生的に保つこと。</u></p> <p><u>(6) ねずみ、昆虫等を駆除するための巡回点検及び駆除作業を定期的実施すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(7) 救急医薬品及び衛生材料を備えておくこと。</p> <p>(8) 入場者の救護について迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。</p> <p>(9) 入場定員を超過して入場させないこと。</p> <p>(基準の適用除外等)</p>	
<p>第5条 客席部が屋外に面している興行場並びに仮設及び臨時の興行場について、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、前3条の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による基準を緩和することができる。</p>	
<p>(営業の変更等の届出)</p>	<p>(営業の変更等の届出)</p>
<p>第6条 法第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、その変更、停止又は廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>第2条 法第2条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、その変更、停止又は廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 法第2条の2第2項の届出をした者は、当該届出に係る事項を変更したときは、その変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(委任)</p>	<p>2 法第2条の2第2項の届出をした者は、当該届出に係る事項を変更したときは、その変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(委任)</p>
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則 (平成24年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 昭和59年10月1日において法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可を受けていた者がその営業の用に供している施設について、改正後の盛岡市興行場法施行条例第2条及び第3条(第2号イを除く。)に定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該許可を受けた者(同法第2条の2第1項の規定により営業者の地位を承継した者を含む。以下同じ。)が引き続いて興行場営業を営んでいる間(当該施設を改築し、又は</p>	

改正後	改正前
<p>増築するまでの間に限る。以下同じ。)は、当該基準を適用しない。</p> <p>3 平成17年10月11日において法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可を受けていた者及び平成18年3月31日までに同項の規定による興行場の経営の許可の申請を行った者がその営業の用に供している施設について、改正後の盛岡市興行場法施行条例第3条第2号イに定める基準に適合しない部分がある場合においては、当該許可を受けた者が引き続いて興行場営業を営んでいる間は、当該基準を適用しない。</p>	

議案第 148号

盛岡市公衆浴場法施行条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、公衆浴場法（昭和23年法律第 139号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

一般公衆浴場に係る設置の場所の配置の基準、営業者が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準並びに水質検査の実施について定める。

3 施行期日

平成25年 4月 1日

議案第 149号

盛岡市クリーニング業法施行条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、クリーニング業法（昭和25年法律第 207号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

営業者の講ずべき衛生措置の基準を定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 150号

盛岡市理容師法施行条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、理容師法（昭和22年法律第 234号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

理容の業を行う場合に講ずべき措置の基準及び理容所について講ずべき措置の基準を定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

議案第 151号

盛岡市美容師法施行条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、美容師法（昭和32年法律第 163号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

美容師が美容の業を行う場合に講ずべき措置の基準及び美容所について講ずべき措置の基準を定める。

3 施行期日

平成25年 4月 1日

議案第 152号

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めようとするものである。

2 改正の内容

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める。

3 施行期日

平成25年4月1日

盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後（案）	改正前
<p>○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</p> <p>第2条 令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。 (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。</p> <p>2 令第8条第1項の食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。 (公衆衛生上講ずべき措置の基準)</p> <p>第3条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表のとおりとする。 (営業許可証の交付等)</p> <p>第4条 市長は、法第52条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付しなければならない。 2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、法第51条の施設内の見やすい場所に、当該営業許可証を掲示しておかなければならない。 (営業の廃止等の届出)</p> <p>第5条 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）</p>	<p>○盛岡市食品衛生法施行条例 平成19年12月25日条例第81号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表のとおりとする。 (営業許可証の交付等)</p> <p>第3条 市長は、法第52条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、営業許可証を交付しなければならない。 2 前項の営業許可証の交付を受けた者は、法第51条の施設内の見やすい場所に、当該営業許可証を掲示しておかなければならない。 (営業の廃止等の届出)</p> <p>第4条 法第52条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）</p>

改正後（案）	改正前																				
<p>は、営業を廃止し、30日以上休止し、又は休止した営業を再開したときは、当該営業の廃止、休止又は再開の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>は、営業を廃止し、30日以上休止し、又は休止した営業を再開したときは、当該営業の廃止、休止又は再開の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>																				
<p>（死亡等の届出）</p>	<p>（死亡等の届出）</p>																				
<p>第6条 許可業者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたとき（法人にあっては、解散したとき）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者（法人にあっては、清算人）は、当該許可業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日（法人にあっては、解散の日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第53条第1項の規定により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可業者の地位を承継する場合は、この限りでない。</p>	<p>第5条 許可業者が死亡し、又は失踪（そう）の宣告を受けたとき（法人にあっては、解散したとき）は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の届出義務者（法人にあっては、清算人）は、当該許可業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた日（法人にあっては、解散の日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、法第53条第1項の規定により、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が許可業者の地位を承継する場合は、この限りでない。</p>																				
<p>（委任）</p>	<p>（委任）</p>																				
<p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>																				
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>																				
<p>附 則（平成24年条例第 号）</p>																					
<p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</u></p>																					
<p>別表（第3条関係）</p>	<p>別表（第2条関係）</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公衆衛生上講ずべき措置</th> <th>措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の管理</td> <td>施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。</td> </tr> <tr> <td>食品取扱設備の管理</td> <td>機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。</td> </tr> <tr> <td>給水及び汚物処理</td> <td>1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>食品等の取扱い</td> <td>腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製</td> </tr> </tbody> </table>	公衆衛生上講ずべき措置	措置の基準	施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。	食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。	給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。	食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公衆衛生上講ずべき措置</th> <th>措置の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の管理</td> <td>施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。</td> </tr> <tr> <td>食品取扱設備の管理</td> <td>機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。</td> </tr> <tr> <td>給水及び汚物処理</td> <td>1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。</td> </tr> <tr> <td>食品等の取扱い</td> <td>腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製</td> </tr> </tbody> </table>	公衆衛生上講ずべき措置	措置の基準	施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。	食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。	給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。	食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製
公衆衛生上講ずべき措置	措置の基準																				
施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。																				
食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。																				
給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。																				
食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製																				
公衆衛生上講ずべき措置	措置の基準																				
施設の管理	施設及びその周辺は、常に清掃し、衛生上支障のないよう保持すること。																				
食品取扱設備の管理	機械器具類は、衛生保持のため、その使用目的に応じて使用すること。																				
給水及び汚物処理	1 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項の水道により供給される水以外の水を使用する場合は、味、臭気等に異常がないことを毎日確認すること。 2 廃棄物の処理は、適正に行うこと。																				
食品等の取扱い	腐敗又は変敗のおそれのある原材料、半製																				

改正後（案）		改正前	
	品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。		品及び製品は、冷蔵保存する等衛生的に管理すること。
従事者に係る衛生管理	<p>1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。</p> <p>2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。</p>	従事者に係る衛生管理	<p>1 営業者は、従事者の健康状態の把握に留意し、健康診断を受けさせるように努めること。</p> <p>2 従事者は、施設内においては、清潔な作業衣、履物等を着用し、不要の物を身に着けないこと。</p>
衛生検査	営業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を保存すること。	衛生検査	営業者は、製造し、又は加工した製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を保存すること。
衛生上の管理運営の周知	営業者は、この条例に定める基準に基づき、営業の形態に応じて施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する事項を定め、従事者に周知徹底すること。	衛生上の管理運営の周知	営業者は、この条例に定める基準に基づき、営業の形態に応じて施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する事項を定め、従事者に周知徹底すること。
衛生上の管理運営に関する責任者の設置	営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する責任者を定めておくこと。	衛生上の管理運営に関する責任者の設置	営業者（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、当該従事者のうちから施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営に関する責任者を定めておくこと。
回収又は廃棄及び公表	1 営業者は、法第3条第1項に規定する販売食品等（以下「販売食品等」という。）に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよ	回収又は廃棄及び公表	1 営業者は、法第3条第1項に規定する販売食品等（以下「販売食品等」という。）に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、当該販売食品等を迅速かつ適切に回収し、又は廃棄できるよ

改正後（案）		改正前	
	<p>う、回収及び廃棄に係る体制を整備し、並びに具体的な回収及び廃棄の方法の手順を定めること。</p> <p>2 営業者は、販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、消費者への注意喚起のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。</p>		<p>う、回収及び廃棄に係る体制を整備し、並びに具体的な回収及び廃棄の方法の手順を定めること。</p> <p>2 営業者は、販売食品等の回収又は廃棄を行う場合は、消費者への注意喚起のため、当該販売食品等の回収又は廃棄に関する情報を公表するよう努めること。</p>
その他公衆衛生上講ずべき措置	市長が別に定める。	その他公衆衛生上講ずべき措置	市長が別に定める。

議案第 153号

盛岡市医療法施行条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、医療法（昭和23年法律第 205号）の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準を定める。

3 施行期日

平成25年 4月 1日

議案第 154号

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めようとするものである。

2 改正の内容

市が設置する一般廃棄物処理施設において維持管理に関する技術上の業務を担当させる技術管理者の資格を次のとおり定める。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門，上下水道部門又は衛生工学部門の合格者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて，1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校等において特定の科目を修めて卒業した後，廃棄物の処理に関する技術上の実務に一定期間従事した経験を有する者等
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

3 施行期日

平成25年 4 月 1 日

盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号</p>	<p>○盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 平成6年9月30日条例第40号</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条～第6条の7）</p>	<p>第1章 総則（第1条～第6条の7）</p>
<p>第2章 廃棄物の減量（第7条～第12条）</p>	<p>第2章 廃棄物の減量（第7条～第12条）</p>
<p>第3章 廃棄物の適正な処理（第13条～第21条の5）</p>	<p>第3章 廃棄物の適正な処理（第13条～第21条の5）</p>
<p>第3章の2 原状回復の確保等（第21条の6・第21条の7）</p>	<p>第3章の2 原状回復の確保等（第21条の6・第21条の7）</p>
<p>第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等（第21条の8～<u>第21条の15</u>）</p>	<p>第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等（第21条の8～<u>第21条の14</u>）</p>
<p>第4章 清潔の保持（第22条・第23条）</p>	<p>第4章 清潔の保持（第22条・第23条）</p>
<p>第5章 審議会（第24条～第29条）</p>	<p>第5章 審議会（第24条～第29条）</p>
<p>第5章の2 再生利用廃棄物処理業（第29条の2～第29条の5）</p>	<p>第5章の2 再生利用廃棄物処理業（第29条の2～第29条の5）</p>
<p>第5章の3 許可の取消し等の基準（第29条の6）</p>	<p>第5章の3 許可の取消し等の基準（第29条の6）</p>
<p>第6章 雑則（第30条～第33条）</p>	<p>第6章 雑則（第30条～第33条）</p>
<p>第7章 罰則（第33条の2～第35条）</p>	<p>第7章 罰則（第33条の2～第35条）</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1章から第3章の2まで 略</p>	<p>第1章から第3章の2まで 略</p>
<p>第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等</p>	<p>第3章の3 適正な廃棄物処理施設等の設置等</p>
<p>第21条の8から第21条の14まで 略</p>	<p>第21条の8から第21条の14まで 略</p>
<p><u>（技術管理者の資格）</u></p>	
<p><u>第21条の15 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>（1）技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（技</u></p>	
<p><u>術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条第5号の化学部門、</u></p>	
<p><u>同条第10号の上下水道部門又は同条第11号の衛生工学部門に係る第2次</u></p>	
<p><u>試験に合格した者に限る。）</u></p>	
<p><u>（2）技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）</u></p>	
<p><u>であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験</u></p>	

改正後

改正前

を有するもの

(3) 次のアからクまでに掲げる者

ア 2年以上法第20条の環境衛生指導員の職にあった者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。ウにおいて同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学，薬学，工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては，土木工学。ウにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後，2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては，土木工学。オにおいて同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

オ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

カ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科，化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後，6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
<p>キ <u>学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学，工学，農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後，7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>ク <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p>第4章から第7章まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (平成24年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は，平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>第4章から第7章まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 155号

盛岡市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例について

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第 105号）の施行に伴い、技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定めようとするものである。

2 条例の内容

技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について定める。

- (1) 布設工事監督者を配置する工事
- (2) 布設工事監督者の資格
- (3) 水道技術管理者の資格

3 施行期日

平成25年 4月 1日